

2015年8月7日 全58頁

経済構造分析レポート - No.31 -

変貌する高齢者家計と次世代への課題

世代間連鎖する格差は政策によって克服できるか

経済調査部 シニアエコノミスト 近藤 智也 主任研究員 溝端 幹雄 研究員 石橋 未来

[要約]

- 本稿では、国内の個人消費を牽引する高齢者世帯の消費が、どのように決まるのかを他の年齢階級と比較することで明らかにする。また、主な収入が年金である高齢無職世帯の消費の特徴を捉え、年金の実質的な減額が消費抑制へつながるのかを確認したい。
- 勤労世帯と異なり、高齢無職世帯の消費は所得を大幅に上回っており、交際費やパック 旅行等の選択的支出の割合が比較的多い。近年は勤労世帯が食費を切り詰めているのに 対し、高齢無職世帯ではあまり変化がない。その原資は貯蓄取り崩しであり、資産を持 つ高齢者世帯の割合は増加している。
- 定年退職後の長い高齢期(健康寿命と比較しても定年年齢は早期に設定されている)の 消費については、低貯蓄・低収入世帯を除き、公的年金給付だけでなく、貯蓄取り崩し や就労によってヘッジしていくことが望ましいと思われる。そのため、特に高齢者の就 労を促すには生産性に応じた雇用体系へ移行すべきであろう。
- しかしながら一方で、金融資産の保有を通じて高齢者世帯の二極化が進み、負のスパイラルから抜け出せない世帯の存在も指摘できる。こうした状況は、子や孫への所得移転に対する各種非課税措置や、若い世代の持家率の低下によって次世代にも連鎖していく懸念があり、政策のあり方が問われよう。
- 今後の超少子高齢社会や産業構造の高度化を見据えると、イノベーションを生み出す高度人材の育成と活躍の場を提供すべきであり、教育面では高等教育と就学前教育の充実、 雇用面では人材の多様性と流動性の確保が必要である。さらに、そうした人材をうまく 活用するには、地域の人口を集約化して近接性を高めるのも効果的だろう。

目次

1	. はじ	こめに3
2	. 存在	E感増す高齢者世帯の消費3
3	. 収入	、減は消費を抑制させるか5
	(1)	勤労世帯との比較5
	(2)	年金給付は不十分なのか8
	(3)	高齢者世帯の消費はどう変化するのか10
	(4)	高齢無職世帯が生活水準を維持している手段12
	(5)	貯蓄増や収入増で増加する消費支出項目とは14
	(6)	選択的支出については年金給付だけでは不十分16
	(7)	三世代消費を支える"持っている"高齢者の行動16
4	. 住居	R形態が影響する高齢者世帯の生活21
	(1)	高齢者世帯の住居形態による消費構造の違い21
	(2)	「住居」負担が重い借家世帯では、貯蓄額も少ない22
	(3)	現役世代の持家率の低下が、高齢期の借家世帯の増加に25
	(4)	公営住宅が低所得世帯の消費を変える26
	(5)	住宅政策は今後の高齢者消費に影響するか28
	(6)	実現のハードルが高い高齢者の地方移住29
5.	. 高虧	8者雇用32
	(1)	年金支給開始までの生活費32
	(2)	高齢者世帯が就労した場合34
	(3)	高齢者の雇用を阻むもの38
6	. 成長	後戦略で超少子高齢社会は本当に乗り越えられるのか?40
	(1)	最新の成長戦略の概要とこれまでの進捗状況41
	(2)	超少子高齢社会では成長戦略にも発想の転換が必要46
	(3)	まとめと課題:超少子高齢社会を乗り切るカギは多様な高度人材の有効活用 55
7	まと	· 🖟 55



1. はじめに

本稿は、超少子高齢社会で変貌していく高齢者世帯の家計周辺の環境について、消費、住宅、 雇用、地域、成長戦略などの視点から考察したものである。

まず2章から4章までは、国内の個人消費を牽引する高齢者世帯の消費がどのように決まるのかを、他の年齢階級と比較することで明らかにする。また、主な収入が年金である高齢無職世帯の消費の特徴を捉え、金融資産や居住形態の違いも踏まえながら、年金の実質的な減額が消費抑制へつながるのかを確認したい。続く5章では、年金収入を補うために今後重要となる高齢者雇用、6章では超少子高齢社会において家計・社会全体の所得を高めていく成長戦略や地域のあり方について述べて、最後にまとめを行う。

以下の分析で明らかになるように、定年退職後の長い高齢期(健康寿命と比較しても定年年齢は早期に設定されている)の消費については、低貯蓄・低収入世帯を除き、公的年金給付だけでなく、貯蓄取り崩しや就労によってヘッジしていくことが望ましいと思われる。特に高齢者の就労を促すには、生産性に応じた雇用体系へ移行すべきだと考える。

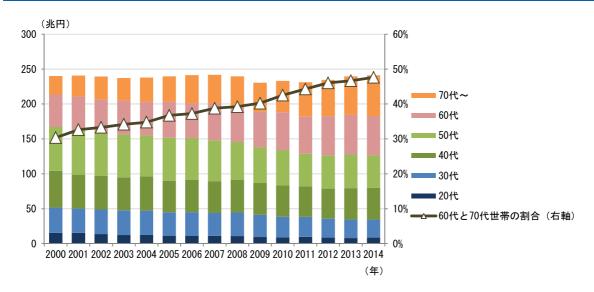
一方で、就労が困難な後期高齢者や低貯蓄・低収入世帯においては、年金を重点的に給付するような制度のあり方が検討できるだろう。ただし、現役世代の持家比率が低下しており、将来の低貯蓄・低収入世帯は今後増えることが予想される。そのため、長期的にはこうした低貯蓄・低収入世帯を減らすための社会政策、例えば、貧困世帯への就学前教育の充実は有効な政策となりうると考える。

2. 存在感増す高齢者世帯の消費

超高齢社会にある日本では、総人口における高齢者の割合が増加するのに伴い、消費市場においても高齢者の存在感が増している。経済産業省の産業活動分析(平成24年1~3月期)「高齢者世帯の消費について」に倣い、「国民経済計算」の家計最終消費支出額(除く持ち家の帰属家賃)を当該年の「家計調査」の年齢階級別消費支出規模(一世帯当たりの消費支出額×世帯数分布)の比率で按分して推計すると、2014年の世帯主60歳以上の高齢者世帯の年間最終消費支出額が115兆円に達しており、家計最終消費支出額の48%を占めていることが確認できる(図表1)。高齢者世帯数は今後も増加が見込まれており、国内消費全体に及ぼす高齢者世帯の影響は一層大きくなることが予想される。

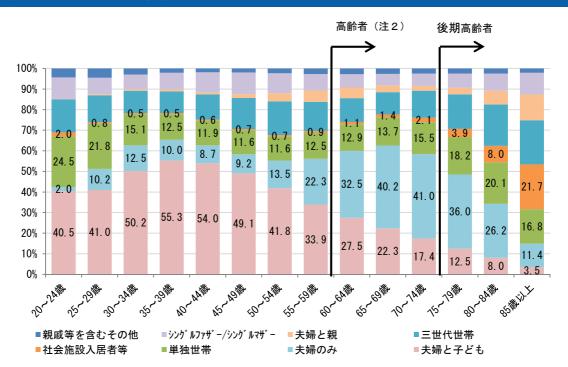


図表 1 年齢階級別世帯の最終消費支出額の動向



(出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省統計局「家計調査 家計収支編 総世帯」より大和総研作成

図表 2 年齢階級別、世帯類型の内訳



- (注1) 数字は年齢階級別に占める各世帯類型の割合。
- (注2)通常、高齢者とは65歳以上人口を指すが、ここでは定年退職後に注目するため、60歳以上を高齢者としている。
- (注3) 社会施設入居者等には、病院・療養所の入院者も含まれる。
- (注4) 親戚等含むその他は、夫婦の兄弟姉妹と同居したり、叔父叔母と同居する例などを含む。
- (出所) 総務省「2010年国勢調査」より大和総研作成



60 歳以上の高齢者世帯は既に全世帯の約3割を占めているが、その姿は多様化している(総務省「2010年国勢調査」)。図表2が示すように、60歳以降は子どもの独立に伴い、夫婦と子ども世帯が減少し、夫婦のみ世帯が増加する。後期高齢者になる75歳以降は、夫婦のみ世帯が減少し、単独世帯や三世代世帯の割合が増え、さらに85歳以上になると社会施設入居者等(病院・療養所などを含む)世帯の増加が目立つ。このような世帯類型の変化に伴う消費パターンの変化や世帯における有業者数の変化、また健康度合いによる働き方の変化に加え、世代特有の消費パターンなどが高齢者の消費行動に多様性をもたらしている可能性は十分考えられる。しかし、データ上の制約もあり、現時点では高齢者の消費行動の全貌を正確に把握することは難しい。

そこで3章から4章では、現役を引退して主な収入が公的年金となる高齢無職世帯を中心に、 今後予定されている年金支給開始年齢の引き上げや実質的な年金支給額の引き下げが、高齢者 世帯の消費へどのように影響するかについて、取得可能な二人以上世帯のデータを用いて検証 したい。現時点において、多くの企業が定年年齢として設定している60歳以降の世帯(世帯主 年齢)を高齢者世帯として捉え、可能な限り60代無職世帯と70代以上の無職世帯とに分けて 分析を行う。

3. 収入減は消費を抑制させるか

(1) 勤労世帯との比較

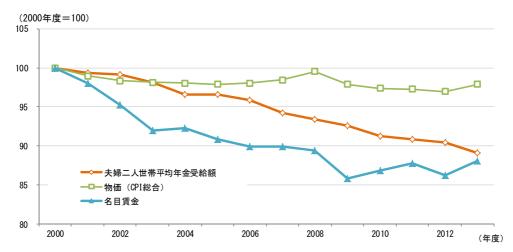
2015 年4月分からの公的年金額は、物価や賃金の伸びを受けて前年度比 0.9%増となった。額面上の受け取りは増えるが、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライド1による調整が実施されたため、物価や賃金の上昇率よりは年金の伸び率が抑制され、実質的な受給額は減少した。こうしたマクロ経済スライドの発動は年金財政の安定化に必要な手段と考えられるが、一方で年金生活者の消費意欲の低下を招く懸念が指摘されている。そこで、デフレ脱却を掲げる現政権ではデフレ下でのマクロ経済スライドの適用を見送り、その分については物価上昇時にまとめて実施することを検討するなど慎重な姿勢だが、年金受給者の収入(主に公的年金の平均受給額)と消費の関係を確認すると、収入が減額しつつも消費が衰えていない様子が見られる。

図表3が示すように、年金受給者の夫婦二人当たりの平均年金受給額(名目)は、2000年度 以降一貫して減額している。物価水準(CPI総合)は2000年度比マイナス2%程度で停滞する中、2013年度の老齢年金を受給している夫婦二人の平均年金受給月額は2000年度比11%減と、同12%減である現役世代の名目賃金(民間平均給与)と変わらない水準にまで落ち込んでいる。

¹ 超少子高齢社会の下で年金保険料を負担する現役世代に過度な負担が生じないように、現役世代の減少と高齢世代の平均余命の延びという人口動態の変化を考慮して、年金の給付水準の伸び率を一定程度、自動的に抑制する仕組み。



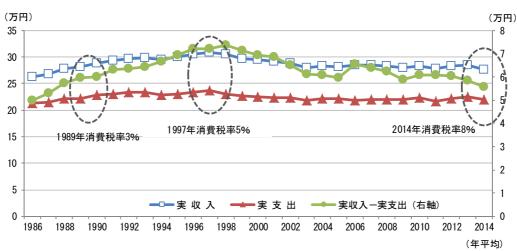
図表3 平均年金受給額、物価、賃金の推移



(注) 夫婦二人世帯の平均年金受給額は、夫(厚生年金平均受給額)に、妻(国民年金平均受給額)を加えた。 (出所) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」、総務省統計局「消費者物価指数総合(全国)」、 国税庁「民間給与実態統計調査結果」より大和総研作成

実支出²を主に勤め先収入によって賄っている勤労世帯では、このような賃金の伸び悩みに合わせ、支出を抑制することで生計を維持している(図表 4)。つまり、賃金の変動に生活水準を対応させてきたのだと言えよう。二人以上の勤労世帯の実収入³は、1990年代後半にピークをつけて停滞しているが、それに合わせる形で実支出が抑制されており、一定の黒字(実収入一実支出)が維持されている。

図表 4 勤労者世帯、世帯一人当たり1ヵ月間の実収入と実支出の推移



- (注1) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格。
- (注2) 世帯当たり実収入と実支出を世帯人員の平方根で除した。
- (注3)世帯主の年齢は43.4歳~48.0歳。
- (出所)総務省統計局「家計調査(家計収支編) 時系列データ(二人以上の世帯)」より大和総研作成

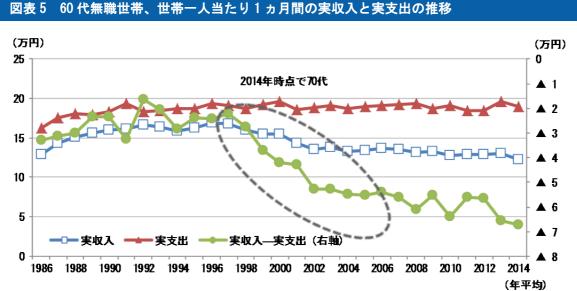
³ いわゆる税込み収入であり、勤め先収入、公的年金給付等の社会保障給付以外にも、家賃収入など、世帯員全員の現金収入を合計したもの。



9

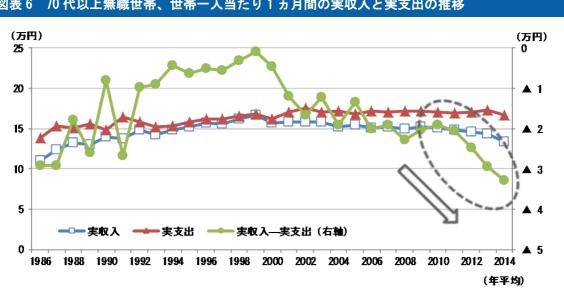
 $^{^2}$ 日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である「消費支出」と、税金や社会保険料などの「非消費支出」を合計した支出。

一方、実支出を主に公的年金を中心とした社会保障給付で賄っている高齢無職世帯では、収 入以上の支出を継続させている (図表5と図表6)。社会保障の給付額が増えていた 90 年代ま では赤字(実収入-実支出)の縮小が見られたが、それ以降は年金の減額など実収入の伸び悩 みにもかかわらず実支出が徐々に増えており、赤字額が拡大している。つまり、2000年以降の 約 15 年間は、収入の減少に合わせた生活水準の変更が図られてこなかったとも言えよう。



(注1) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格。

- (注2) 世帯当たり実収入と実支出を世帯人員の平方根で除した。
- (出所) 総務省統計局「家計調査(家計収支編) 無職世帯に関する結果(二人以上の世帯)」より大和総研作



図表 6 70 代以上無職世帯、世帯一人当たり1ヵ月間の実収入と実支出の推移

- (注1) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格。
- (注2)世帯当たり実収入と実支出を世帯人員の平方根で除した。
- (出所)総務省統計局「家計調査(家計収支編) 無職世帯に関する結果(二人以上の世帯)」より大和総研作 成



赤字幅については同じ無職世帯であっても60代の方が大きく、70代以上になると赤字額は半分程度に縮小しているものの、2010年前後を境に70代以上の無職世帯の赤字幅の拡大が加速している。この期間に70代以上となった世帯とは、2000年前後に60代を迎えた世帯であるが、60代無職世帯の赤字幅の拡大がちょうどその頃から始まっており、世代的に消費意欲が旺盛な傾向があるとも捉えられよう。2014年時点で70代以上の高齢者は戦前生まれであり、物心つく頃を戦後の復興期に過ごし、壮年期には高度経済成長を支えた世代である。豊かな消費が一般家庭でも可能になったことを経験している世代であるため、消費に対して積極的な世代とも言えるのかもしれない。そうした世代が高齢期を迎え、国内消費を下支えしている。

(2) 年金給付は不十分なのか

① 高齢無職世帯の消費の中身

しかしながら、もし高齢無職世帯において実収入に合わせた生活水準の調整が行われなかった理由が、生活を支える基礎的支出⁴の割合が大きいことにあり、また、そうした消費が公的年金の受給額の減少によってほとんどカバーできなくなっているのだとすれば問題と言えるかもしれない。そこで、年齢階級別の消費について中身を確認したい。

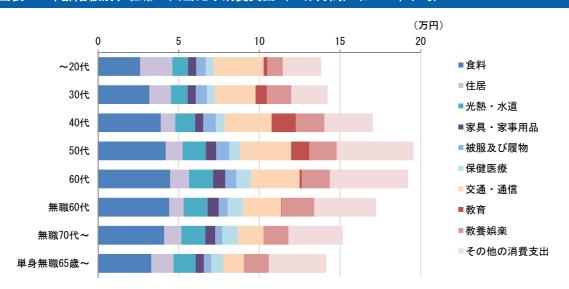
図表7では、二人以上世帯の消費支出を世帯人員一人当たりに換算した消費支出総額について年齢階級別に比較しているが(2014年平均)、無職世帯では60代世帯も70代以上の世帯も、さらに高齢の単身世帯についても、20代や30代勤労世帯と同水準、もしくはそれ以上の消費支出を行っている。特に60代無職世帯は40代勤労世帯とほとんど同水準の消費支出総額となっているが、40代勤労世帯において全体の約1割を占めている「教育」がほとんどない分、「保健医療」(40代より健康保持用摂取品5が増える)や「食料」(同、果物・魚介類等が増える)、「その他の消費支出」6(同、交際費等が増える)などに多く費やしている。

⁶ 交際費や民間の医療保険料等が含まれる。



⁴ 「家計調査」では、支出弾力性が 1.00 未満の支出項目を基礎的支出(必需品的なもの)に分類しており、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当するとしている。

⁵ サプリメント剤型の健康食品など、栄養成分の補給や健康増進のために用いる食品のこと。



図表7 年齢階級別、世帯一人当たり消費支出(1ヵ月間)(2014年平均)

- (注1)世帯当たり消費支出を世帯人員の平方根で除した。
- (注2)無職世帯以外は勤労世帯。
- (出所) 総務省統計局 「2014年家計調査 家計収支編」より大和総研作成

全体的には、若い勤労世帯では携帯電話の通信費を中心とした「交通・通信」や「食料」「住居(主に賃料)」が支出に占める割合が大きく、無職世帯を含む高齢者世帯になるほど「食料」の他に、「その他の消費支出」や「教養娯楽」でなどの割合が増える。

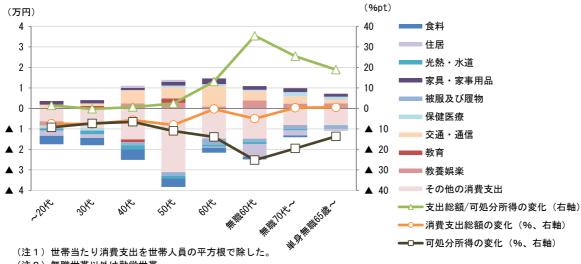
この統計からは、高齢無職世帯の消費支出総額が、勤労世帯と比較しても低い水準にあるとは言えず、また、中身についても基礎的支出項目だけでなく、それ以外の項目に対しても特に切り詰めているようにはみえない。公的年金を中心とした実収入の減額が、高齢無職世帯の生活水準の維持を困難としているわけではない様子がうかがえるだろう。

② 2000年との比較

図表8は、入手可能なデータのうち最も古い2000年から2014年にかけて、消費支出項目ご との支出額の変化(実質)と、消費支出総額と可処分所得の変化、さらに可処分所得に対する 消費支出総額の比率の変化について、年齢階級ごとに比較したものである。

⁷パック旅行を中心とした教養娯楽サービス等が含まれる。





図表 8 世帯一人当たり1ヵ月間の消費支出の変化(2000年平均→2014年平均)

(注2)無職世帯以外は勤労世帯。

(注3) その他消費支出の実質化には、消費者物価指数の諸雑費を用いた。

(出所) 総務省統計局「2014年家計調査家計収支編」「消費者物価指数」より大和総研作成

期間中、いずれの年齢階級とも「その他の消費支出」や「被服及び履物」の支出を抑制する 一方、「交通・通信」や「家具・家事用品」の支出を増やしているが、基礎的支出項目に含まれ る「食料」や「保健医療」の変化の仕方は年齢階級間で異なっている。高齢になるほど「保健 医療」の支出が増加するのはやむを得ないと言えるが、「食料」の支出については、50代以下の 勤労世帯では大幅に抑制しているにもかかわらず、高齢無職世帯では微減にとどまる。

また、可処分所得に対する消費支出総額の比率の変化だが、50代以下の勤労世帯では2014年 も 2000 年の水準をほぼ維持しているのに対し、60 代の勤労世帯や、高齢無職世帯では消費支出 の割合が増えている。約15年間で可処分所得が25.2%減と最も落ち込んだ60代無職世帯の消 費支出総額の変化は 5.0%減とほとんど変化させていないため、支出総額/可処分所得の上昇が 目立つ。

(3) 高齢者世帯の消費はどう変化するのか

以上のような、高齢者世帯の消費が減らない理由にはどのようなものがあるのだろうか。そ れを考えるには、消費は大きく分けて3つの要因によって決まることを確認する必要がある。

まず、消費の動きは所得や資産の状況(①所得制約の大きさ)に応じて変化すると考えられ、 一般にマクロの消費動向を見る場合には所得や資産の動きを注視しないといけない。一方、様々 な世帯属性が示す消費パターンの特性(②効用関数の形状)やそれぞれの財・サービス価格の 相対的な変化(③所得制約線の傾き)によっても消費は影響を受ける。これらは個別の消費項 目といったミクロの消費動向を見る場合に重要な要因となる。



高齢者世帯の消費水準が維持される理由として、3章(4)では資産の取り崩し(上で述べた①)があることを主な原因として指摘していくが、3章(3)では相対的な価格変化(③)を取り除いた上で、②の可能性、特に高齢という世帯属性に焦点を当てた消費の変動要因を探る。世帯属性に注目する理由は、世帯属性と消費が一定の関係に保たれやすい性質があり、それを利用すれば将来の消費行動を予測しやすくなるからだ。

例えば、消費には年齢に応じたパターン(年齢効果)がある。若年世帯では住居費(家賃賃料)の占める割合は大きいものの、子育て世帯になると次第に教育費が増えていき、壮年世帯では教育費を中心に消費水準が人生の中でピークを迎える、といった具合である。また消費は、技術革新などの時代の変化によっても影響を受ける(時代効果)。近年、あらゆる世帯で通信費が増えているのは、日常生活においてスマートフォンをはじめとする携帯電話の利用頻度の高まりや機能向上による通信費の上昇がある。そして、消費に及ぼす影響としては、生まれた世代(コーホート)が固有に持つ特徴(世代効果)も重要だ。戦後生まれの団塊世代の高齢者は若年期に成熟しつつある多くの文化に触れているので、戦前生まれの世代と比べてレジャーや耐久消費財といった趣味への支出が多い可能性がある。こうした世代特有の消費パターンをつかむことで、将来の消費活動をある程度予想できる場合が多い。

そこで、パターンのつかみやすい年齢効果と世代効果に注目し、溝端[2012]では今後の高齢者世帯の消費について次のような特徴を示していくものと予想している⁸。なお、3章(3)のデータは、単身・農林漁業世帯を含んだより網羅的な「総世帯」であることに留意されたい。

年齢効果から当面予想される動きを見てみると(図表 9)、超高齢社会では「教育費」「交通費」「住居(賃料)」そして「被服及び履物(特に洋服や履物類)」といった消費が減少しやすい。一方、超高齢社会で増えやすい消費には、「保健医療」以外にも、「その他の消費支出(交際費や民間の医療保険料等)」「光熱・水道」「住居(設備修繕・維持)」「家具・家事用品(家庭用耐久財、家事用消耗品等)」「教養娯楽」といった項目が挙げられる。

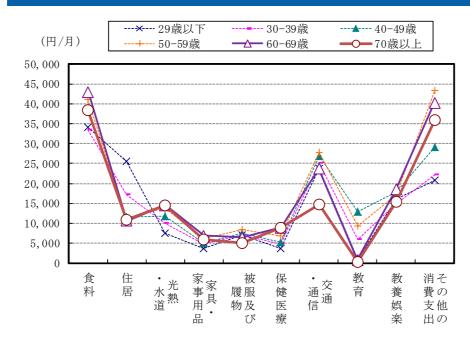
さらに世代効果も踏まえて中期的な消費動向を予想すると、食料のうち「生鮮食品(いわゆる内食)」や「外食」は今後の減少が予想される。一方、「家事用消耗品」「調理食品(いわゆる中食)」「電気代」「通信費」「油脂・調味料」「教養娯楽サービス(特にパック旅行)」等の消費は、世代効果から押し上げられる可能性が高い(図表 10°)。

こうした2つの効果より、超高齢社会における今後の消費の特徴として、「在宅・余暇」「メンテナンス」「安心・安全」がキーワードになるものと考えられる。

⁹ 例えば、左側の一番上のグラフは、1931 年~35 年生まれ世代の人々の野菜・海藻の月平均一人当たり消費動 向を、40 歳代後半から 70 歳代まで追跡調査したものとなっている。これを見ると、どの世代でも年齢にかかわ りなく一定の消費水準を維持しているが、その水準は若い世代ほど低下していることが分かる。一方、右側の グラフではどの世代でも年齢と共に消費水準が上昇しており、しかも若い世代ほど同じ年齢階級における消費 水準が高くなっている。よって、日本では超少子高齢社会が進行すると、野菜・海藻の消費市場は縮小するが、家事用消耗品の消費市場は拡大する可能性が高いことが分かる。

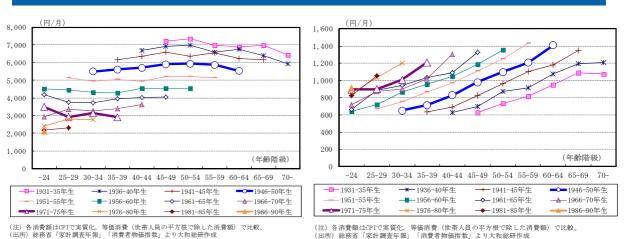


⁸ 分析の詳細については、溝端幹雄[2012]「超高齢社会で変容していく消費:キーワードは「在宅・余暇」「メンテナンス」「安心・安全」」大和総研『経済・社会構造分析レポート』を参照されたい。



図表 9 世帯主年齢階級別・家計消費項目の内訳(2014年)

(注) 単身・農林漁業世帯を含む総世帯。世帯当たり消費を世帯人員の平方根で除した。 (出所) 総務省「家計調査年報(平成26年)」より大和総研作成

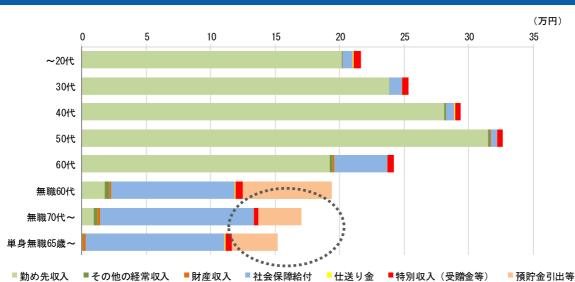


図表 10 コーホート別に見た消費動向(左:野菜・海藻、右:家事用消耗品)

(4) 高齢無職世帯が生活水準を維持している手段

個別の消費項目では世帯属性の要因を無視できないが、マクロ的には、勤労世帯の場合は可処分所得の変化が重要である。一方、高齢無職世帯については消費を支えている大きな要因の一つとして貯蓄の取り崩しがあるようだ。特に無職 60 代世帯では、実支出全体の約 4 割を預貯金引出等によって補っており、影響が大きい(図表 11)。無職 70 代以上の世帯でも全体の約 2 割を預貯金引出等から補っているが、2000 年に 60 代を迎え始めた頃の無職世帯(2014 年の無職 70 代以上の世帯)についても、預貯金引出等の割合が全体の約 2 割であるので、この世代の貯蓄取り崩しのパターンは年齢が上がってもあまり変化してこなかったのかもしれない。





図表 11 年齢階級別、世帯一人当たり実収入+預貯金引出等(1ヵ月間)

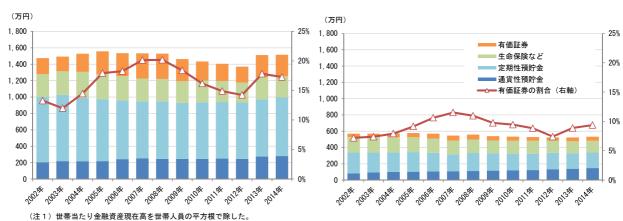
動め先収入 ■その他の経常収入 ■財産収入 ■社会保障給付 ■仕送り金(注1)世帯当たり実収入と預貯金引出等を世帯人員の平方根で除した。

- (注2)無職世帯以外は勤労世帯。
- (出所) 総務省統計局 「2014 年家計調査家計収支編」より大和総研作成

「住宅・土地」の負債がほとんどなくなる 60 歳以上無職世帯の金融資産は、世帯人員一人当たり 1,400 万円前後と、60 歳未満勤労世帯の 3 倍近い規模であり、こうした貯蓄からの取り崩しは高齢者の消費を大いに支えていると言えよう。

また、高齢無職世帯の金融資産は足元の株高の影響を受けて、一層拡大している可能性が高い。図表 12 が示すように、無職世帯も勤労世帯も、全体の 6 割以上を預貯金が占めているものの、有価証券の占める割合が 60 歳未満勤労世帯では 10%前後にとどまるのに対し、60 歳以上の無職世帯では 15~20%程度と比較的高い水準にあるからである。

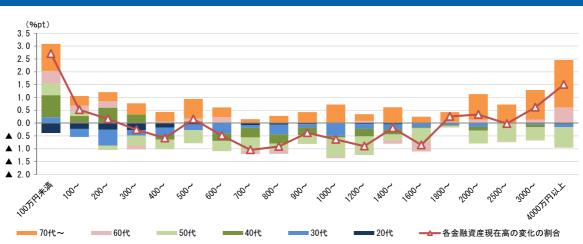




(注1) 世帝ヨだり並献員産現任高を世帝人員の平方根で除した。 (出所) 総務省統計局「2014年家計調査 貯蓄・負債編 二人以上の世帯」より大和総研作成



株高を受けて、高齢無職世帯の金融資産が拡大している様子を示したのが図表 13 だが、2002 年から 2014 年にかけて全体的に高貯蓄世帯と低貯蓄世帯の割合が増えている中、高貯蓄世帯では 60 代以上の世帯が増加している。もちろん高齢者世帯数そのものが増加していることなども影響しているだろうが、金融資産 4,000 万円以上の 60 代以上の世帯は、同期間中、全世帯に占める割合を約 2.5%pt 増加させている。



図表 13 金融資産現在高階級別、各年齢階級世帯が占める割合の変化(2002 年→2014 年)

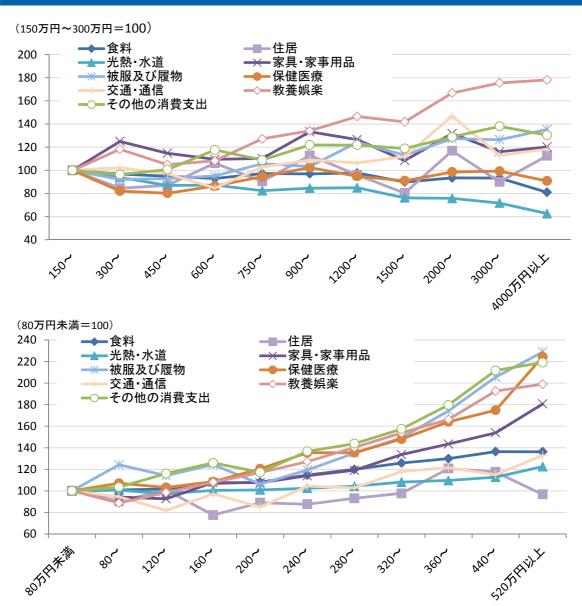
(出所) 総務省統計局「家計調査 貯蓄・負債編 二人以上の世帯」より大和総研作成

しかしその一方で、金融資産 100 万円未満の低貯蓄世帯については 30 代~50 代世帯の割合が 1.5%pt 増加しているだけでなく、60 代以上世帯の割合も 1.5%pt 増えている。つまり、同じ 高齢者世帯であっても、金融資産を拡大させた高貯蓄世帯と金融資産をほとんど保有しない低 貯蓄世帯との二極化が進んでいる様子である。

(5) 貯蓄増や収入増で増加する消費支出項目とは

図表 14 は、高齢無職世帯の保有金融資産の状況や年金収入による消費への影響を見たものである。





図表 14 高齢無職世帯の消費支出の差(上:貯蓄現在高階級別、下:公的年金·恩給受給額階級別)

- (注1) 高齢無職世帯の世帯主平均年齢は70.8歳。
- (注2)教育については、金額自体が少ないため除外した。
- (注3) 貯蓄現在高階級別のグラフ(上)では、年金給付等の可処分所得の影響を除去するため、各貯蓄現在高階級の消
- 費支出(150~300万円対比)を各階級における可処分所得(150~300万円対比)で基準化した。
- (出所)総務省統計局「平成21年全国消費実態調査」より大和総研作成

図表 14 (上)の貯蓄現在高 150 万~300 万円世帯を基準としたとき、基礎的支出項目に含まれる「食料」や「光熱・水道」「住居」は、貯蓄の差によって大きな消費の差とはなっていないが、貯蓄が増加するほど可処分所得の影響を除いても、「教養娯楽」「被服及び履物」「その他の消費支出」など、基礎的支出項目以外の消費支出が増えている。「住居」については、貯蓄の多い世帯ほど設備修繕・維持に関する消費が増加するが、貯蓄の少ない世帯では家賃・地代の占める割合が大きく、設備修繕・維持と比較して義務的な支出だと言えよう。



また、図表 14 (下)の公的年金・恩給受給 80 万円未満を基準としたケースでも、基礎的支出項目に含まれる「住居」や「光熱・水道」「食料」などは高所得世帯と比較しても大きな差となっていないが、「その他の消費支出」や「被服及び履物」「教養娯楽」など選択的な支出項目は差が拡大している。「保健医療」については、公的年金・恩給受給階級で見た場合、差が拡大する項目になっているが、「診療代」以外の「人間ドック料」や「マッサージ料」「健康保持用摂取品(サプリメント)」など、より選択的支出については受給階級が上がるほど増加している可能性がある。

(6) 選択的支出については年金給付だけでは不十分

これらの統計から、高齢無職世帯の消費動向は、金融資産の保有状況や公的年金等による可処分所得から影響を受けており、ある意味当然ではあるが、貯蓄が増加するほど、また年金給付が増えるほど消費が拡大する傾向にある。ただし、そこで増加が目立つのは選択的支出であり、「食料」や「住居」「光熱・水道」といった基礎的支出は大きく変化していない。

前掲図表 7 や図表 11 から示されるように、高齢者の生活を支える基礎的支出については現在の公的年金給付によってある程度カバーされていると言え、低貯蓄・低年金の高齢無職世帯を除けば、今後予定されている年金給付の実質的な減額が早急に問題となることはないものと思われる。その一方で選択的支出については、貯蓄の取り崩しや年金給付の減額によって減少していく可能性がある。そのため、充実した消費水準を維持するには、高齢者が自ら公的年金以外の収入源を確保していくという姿勢が必要になるだろう。

(7) 三世代消費を支える"持っている"高齢者の行動

① "持っている"高齢者に対する政府の対応 ~ アメとムチ

高齢者の中でも金融資産の保有を通じて二極化が進んでいることを指摘したが、ここでは、 金融資産を"持っている"高齢者について考えてみたい。

高齢化を背景に社会保障関連支出が大幅に増加していることに対応するために、政府は歳入を増やそうと様々な対策を実施しており、全国民が影響を受けた2014年4月の消費税率引き上げもその一環である。同時に、政府は取れるところから取るという姿勢を強めており、2015年1月から相続税の基礎控除は縮小されその最高税率は従来の50%から55%に引き上げられ(所得税の最高税率も40%から45%に)、相続税を負担しなければならない層は少なからず増えた。また、7月からは、1億円超の有価証券を保有する人(対象は高齢者に限らない)が海外移住する際に、株式の含み益などに課税する出国税を導入した。

高齢者向けでは 2015 年 4 月から 65 歳以上が払う介護保険料が多くの自治体で上がり、8 月からは一定以上の所得がある高齢者の介護サービス利用料の自己負担割合が1割から2割に引



き上げられた¹⁰。 2割負担になる対象者は 65 歳以上の約 20%に相当し、毎年の収入によって 1割負担か 2割負担かに分かれる。ただし、月々の負担上限が決まっているので、それを超えた分については払い戻されることから、実際に 2割負担になる人は限定される。また、特別養護老人ホームなどの施設に入所した際に受ける補助の条件が厳しくなり、負担が増えるケースが出てくるとみられる。さらに、政府税制調査会の議論は富裕な高齢者の負担を増やす方向だが、配偶者控除などの見直しを含めたものであり、時間のかかる工程になりそうだ。

だが、ムチばかりでは、富裕高齢者も海外に出て行ってしまいかねず、相続税増税を相殺する格好で贈与税の非課税措置の拡大が導入されている。つまり、"持っている"高齢者から子や孫への所得移転を促す仕組みである。

② 拡充される贈与の非課税措置

政府に左右されない、高齢者の自主的な対応として三世代消費が挙げられる。子や孫のための支出(結果的に資金援助・所得移転と同義)であるために、祖父母にあたる高齢者にはある程度ゆとりがあることが前提になろう。三世代消費には祖父母が直接支払うという形式の他に、子や孫を資金面でサポートする間接的な消費行動が考えられる。後述するように、特定の目的を持った贈与の場合、一定の期間内に使われなければ優遇措置はなくなる仕組みであるために(目的外に使った部分についてはメリットを受けられない)、時間差はあるものの、目的に沿った実際の支出につながるとみられる。

これまで、政府は、税制上の様々な優遇措置を設けて子や孫への贈与という形の所得移転を促してきた。具体的には、2013 年度の税制改正で教育資金贈与の非課税措置が創設され、2015年度には新たに結婚・子育て資金贈与の非課税措置や、ジュニア NISA が創設された他、期限切れとなる住宅取得等資金贈与の非課税措置の延長・拡充が決まるなど大幅に広げられている¹¹。

教育資金の贈与は、30歳未満の人(受贈者)が直系尊属からの最大1,500万円の贈与に対して非課税になる(導入当初は2013年4月~2015年末までの時限措置だったが、現在は2019年3月末までに延長されている)。ただし、受贈者が30歳に達した段階で教育目的に拠出された分を除いて残額があれば、それは贈与となり贈与税を納めなければならない。

新設された結婚・子育て資金の贈与は、「両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、 子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため」の贈与に対し 1,000 万円を上限に非課税枠を設 定した。ただし、これも受贈者が 50 歳に達した時点で使い残しがあれば贈与税が課せられる。

また、最も歴史のある住宅取得資金に関しては、住宅市場活性化と消費税率再引き上げに伴う対策として、直系尊属からの資金援助に対する贈与税の非課税措置が2019年6月末まで延長され、かつ上限がこれまでの1,000万円から最大3,000万円に引き上げられた(ただし、3,000万円が適用される対象は消費税10%が適用される省エネ住宅といった物件に限定される)。

¹¹ 暦年贈与(現在は1年間に110万円までの贈与は非課税で、支出の目的に制限はない)は従来通り。

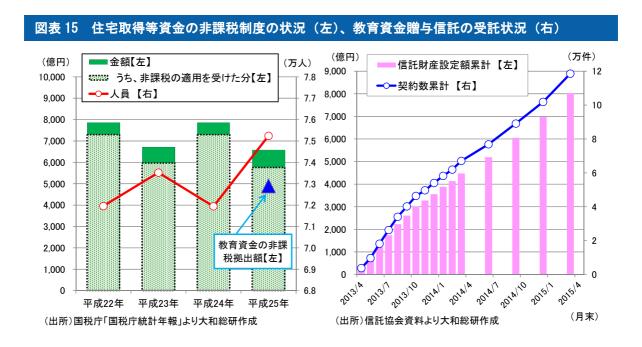


¹⁰ http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/riyousyahutan.pdf

③ 非課税措置の拡充は格差を拡大させる可能性がある

では、一連の措置によってどの程度の贈与額が実施されてきたのだろうか。国税庁統計年報によると 12 、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けた金額は毎年 6,000 \sim 7,000 億円で、7万人以上が利用してきた(図表 15)。

2013年4月から非課税措置がスタートした教育資金に対する関心は高く、信託協会によると、非課税制度を利用した「教育資金贈与信託」の契約数は開始1年間で6.7万件を超え、残高は4,500億円弱に達した。そして増加ペースはやや鈍ったものの、2年経った2015年3月末時点で約11.9万件、8,000億円超とハイペースで拡大している。一件当たりの規模は約670万円と非課税上限の半分程度だが、超富裕層だけが利用しているというよりは、直近1年間の新規分も一件当たり700万円弱とコンスタントに利用者の裾野を広げているといえよう。



信託協会が公表した教育資金に関するアンケート調査によると、実施前の調査 (2012 年8月公表) ¹³では、貯蓄額が多いほど比率は高まるものの、経済的援助をした経験があるのは4割弱にとどまっていた。そして、新しい制度を利用してサポートしたいあるいはサポートを検討したいと答えている割合は約3割だった。また、利用しようと思う理由としては、"贈与税の優遇措置が受けられる""教育資金として使ってもらいたい"などが高い支持を集めた。

次に、制度が導入された後の調査(2014年7月公表)¹⁴をみると、実際に制度を利用している 受贈者のうち約7割が"かなり軽減される"、約2割が"多少軽減される"と答え、合わせて"9 割以上が教育費に係る負担が軽減"と回答している(ただし、心理的不安軽減も含む)。利用者

¹⁴ http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/repot2607-1.pdf



¹² ただし、直近は 2013 年分であり、足元の状況を把握するには代替的なデータを見る必要があろう。

^{13 &}lt;a href="http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/repot2408-1.pdf">http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/repot2408-1.pdf

の多く(約8割)は子供の大学などの高等教育に使いたいと答えており、高等教育の有無が子 供の将来を左右する要因の一つになるとしたら、同制度は生産性向上に貢献する可能性が高い。 逆に、サポートを受けられない子供は将来の選択肢を狭められてしまう恐れもあろう。(この点 は6章でも再度言及される。)

一方、今回の税制改正で新たに設けられた結婚・子育て資金に対する非課税措置は始まったばかりであり(2015 年4月~2019 年3月末まで)、データはあまり揃っていない。ただ、これについても、信託協会が 2013 年8月に公表した導入前のアンケート調査によると¹⁵、子供の結婚を契機とした何らかの資金援助を行ったことがあるという親は 55%と過半数に達し、貯蓄額が多い世帯ほどその割合が高くなっている。一人当たりの援助額実績は平均 350 万円だが、貯蓄額1,000 万円未満の世帯と 2,000 万円以上の世帯では、援助額に約 2 倍の差がみられる。そして、新たな資金贈与信託に対する関心は高く、特に未婚の子供や孫に向けて利用しようという意向が強い。また、制度を利用した想定援助金額は制度を利用しない場合を 60~70 万円ほど上回っており、貯蓄額が多い世帯ほど押し上げ効果が大きい。貯蓄額1,000 万未満と 2,000 万以上の世帯では約 3 倍と、過去の実績よりも格差が拡大する可能性がある。一方、受贈予定者(未婚者)の意識としては、援助を受けることで、結婚後より良いところに住める、生活用品や家電の購入を増やす、子供を持ちたいなどの期待が強いようである。

これらの制度の留意点として、贈与者である父母・祖父母は、子や孫(受贈者)に教育資金や結婚・子育て資金を一括して拠出する必要がある。つまり、一人当たりの非課税限度額である 1,500 万円、1,000 万円というまとまった金額を一度にポンと出せる中高齢者は、前述した高齢者の金融資産状況を鑑みると相当限られるだろう。また、もし子や孫に送った資金を目的外に使ってしまえば(自分の介護向けも目的外になる)、余計なコスト(贈与税)が掛かることになる。多くの中高齢者は自分自身の老後にも備えなければならず、限度いっぱい利用できるのは元々相続対策に頭を悩ませていた少数のお金持ちぐらいかもしれない。逆に、出費を渋る親と期待を高める子らの関係がギスギスしたり、子や孫に渡してしまったお金を返せともいえずに生活に窮する高齢者が出てこないとも限らない。

これらの措置は、いずれも目的がピンポイントであるが故に、父母や祖父母に大きな余裕ある場合には、政府の期待通り、着実にお金が回って政策効果を発揮するとみられる。例えば、水準の高い教育が施される文教地区は住宅価格(地価)が高く、生活コストも高いため、制度の利用によって住宅取得や結婚・出産、高度な教育機会を得られる若い世帯も増えるかもしれない。さらに、高度な教育の機会が生活水準や生涯所得のアップに正の相関を持つのであれば16、

http://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren chousa/pdf/hogosha factorial experiment.pdf



٠

http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/repot2508-1.pdf

¹⁶ お茶の水女子大学が 2014 年 3 月にまとめた調査 (「平成 25 年度全国学力・学習状況調査 (きめ細かい調査) の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」) によると、家庭所得や両親の学歴で構成される "家庭の社会経済的背景 (SES) が高い児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高い傾向が見られる"という。つまり、所得が多いほど、両親の学歴が高いほど子供の学力が高い。加えて、所得に比例して増える傾向にある、学習塾や習い事などの学校外教育費支出が多い家庭の方が子供の学力も高くなる結果が示された (図表 16)。

豊かな家系は豊かであり続ける確率が高まる計算になる。

逆に、贈与が困難な低所得者のケースでは、非課税措置のメリットはおろか、結婚・子育て、教育に関するサポートにも恵まれず、貧困を抜け出すチャンスは狭まり、負のスパイラルに陥る可能性も出てこよう。つまり、様々な措置を無制限に設けることで(期間限定、受贈者側に所得制限があったり、一つ当たりの金額制限はあっても複数の制度が利用可能で、持っている者ほどメリットが大きくなる仕組み)、格差の固定化だけでなく、さらなる拡大を招く懸念はないだろうか。世代内格差に起因する世代間格差拡大の可能性を少しでも解消する方策の一つとして、所得や資産の多い高齢者(子や孫に贈与をする余裕がある高齢者)に、経済力に応じた税制や社会保障の負担を求めることが考えられ、実際に一部ではスタートしている。この結果として現役世代などの負担が多少軽減され、特にその還元先を贈与を受けていない現役世代(あるいは贈与する余裕がない高齢者)に限定すれば、格差を埋めることにつながろう。

(正答率、%) 小6国語A ─□ 小6国語B — 100 中3国語A —— 中3国語B 中3数学A -中3数学B 90 80 70 60 50 40 (1ヵ月当たりの学校外教育支出、万円) 30 0.5未満 0.5~1.0 1.0~1.5 1.5~2.0 2.0~2.5 2.5~3.0 3.0~5.0 5.0以上 (出所) お茶の水女子大学、「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を

④ 三世代消費の実態

三世代消費の実態を統計から正確に把握することは難しい。ここでは65歳以上の者(高齢者)がいる「三世代世帯」の行動をみる。三世代消費を語る上では必ずしも同居している必要はないが、日常的に生活をサポートするという観点からは近くに住んでいることが一つの条件になろう。一方、前述した政府の税制上の対策は物理的な距離とは無関係に効果を発揮しよう。

活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」より大和総研作成

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、2014年の「65歳以上の者がいる三世代世帯」 17 は 311.7万世帯にのぼり、65歳以上の者がいる世帯の 13.2% (全世帯の 6.2%) を占めている 18 。 ただ、過去 20年間で 100万世帯以上減少し、65歳以上に占める比率は 3分の 1に低下するなど

¹⁸ なお、65歳以上の者(3432.6万人)の家族形態をみると、子夫婦と同居している者は472.8万人と全体の13.8%を占めており、三世代世帯の比率とほぼ同じである。



¹⁷ 国民生活基礎調査では、世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯を指す。

高齢者だけの世帯が大幅に増えている(高齢者だけの世帯に、未婚の子がいる世帯を加えると 全体の4分の3に達する)。

必ずしも65歳以上の高齢者がいるわけではないが、三世代世帯の1ヵ月間の家計支出額(2013年)は32.7万円と全世帯の平均値23.6万円を上回っている。当然ながら世帯員数が多いことも寄与しているだろう。なお、高齢者世帯の平均支出額は18.7万円である。また、世帯主の年齢階級別に三世代世帯の支出額をみると、世帯主が40歳以上ではほぼ同水準であり(最も多い55~59歳が35.2万円、60~64歳が30.7万円)、他の世帯構造に比べるとバラツキが小さい(核家族世帯では約10万円の乖離幅がある)。

年換算すると、平均支出額が全世帯では 283 万円であるのに対して、三世代世帯は 392 万円 と約 110 万円多く、平均所得では、全世帯が 529 万円で三世代世帯が 842 万円と 300 万円以上 多い。税金等の多寡を考慮しても三世代世帯には支出の裏付けとなる収入があり、しかも貯蓄等の余裕があるとみられる。また、1985 年からの時系列でみても、三世代世帯の収入は他の世帯構造をアウトパフォームして推移してきた。

4. 住居形態が影響する高齢者世帯の生活

(1) 高齢者世帯の住居形態による消費構造の違い

高齢無職世帯の消費動向が、金融資産の保有状況や公的年金等による可処分所得から影響を受けている様子や金融資産を"持っている"高齢者の三世代消費について見てきたが、4章ではさらに、住居形態から受ける影響についても小さくない様子を見ていく。また、そこから今後求められる高齢者の住宅政策についても言及したい。

高齢者世帯¹⁹では、世帯内で有業者がいると社会保障給付が減額される仕組みになっている (在職老齢年金)。しかし、減額された分の収入については世帯内有業者の賃金によって補われ るため、世帯内の有業者の有無という属性の違いによる世帯間の消費の差は大きくない。

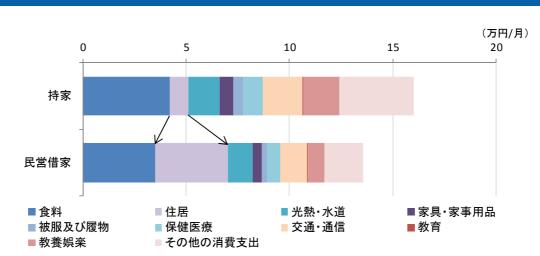
一方で、持ち家(以下、持家)のある世帯か民間借家の世帯かという住居形態(実物資産)の違いについては、同じ高齢無職世帯であっても消費の差が大きく広がる。世帯人員一人当たり実収入が、持家の場合では133,388円、民営借家の場合では104,805円(総務省統計局「2014年家計調査家計収支編」より)と、持家世帯の方が3万円程度多いため、消費総額についてもその分持家世帯の方が多い(図表17)。

しかし、両者における消費構造について詳しくみると、その中身は大きく異なる。持家の場合は「住居」の消費支出が少ないため基礎的消費(「食料」「光熱・水道」など)が4割程度にとざまり、選択的消費の割合が大きい。民間借家の場合は「住居(主に家賃の支払い)」費の割合の大きさが影響して基礎的消費だけでも消費全体の6割に達し、選択的消費の割合が小さい。

¹⁹ ここでは、「家計調査」における二人以上の世帯のうち世帯主が無職の世帯。世帯主の平均年齢は72.3歳。



両者の消費構造に大きな消費の差をもたらしている「住居」を除く消費総額で比較すると、民間借家の世帯では持家世帯の3分の2にとどまる。民間借家の世帯では持家の世帯と比較して、「教養娯楽」や「その他消費支出(交際費など)」といった生活を豊かにする要素が多い選択的消費を中心に消費が抑制されている。



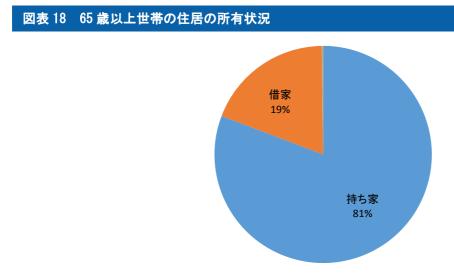
図表 17 住居の所有状況別、高齢無職世帯の一人当たり消費

(注) 世帯当たり消費支出を世帯人員の平方根で除した。

(出所) 総務省統計局 「2014年家計調査 家計収支編」より大和総研作成

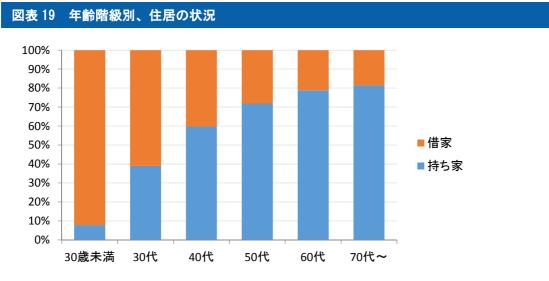
(2)「住居」負担が重い借家世帯では、貯蓄額も少ない

国内では7割の世帯が持家で、残り3割の世帯が借家である。ただし、65歳以上の世帯に限ってみると、8割以上が持家になる(図表18)。そのため、3章の図表7でも示したように、借家の割合が大部分を占める30歳未満や5割以上である30代の世帯(図表19)などと比較すると、全体的に高齢者世帯の選択的消費の割合は大きくなる。



(出所) 総務省統計局 「平成 25 年住宅・土地統計調査」より大和総研作成

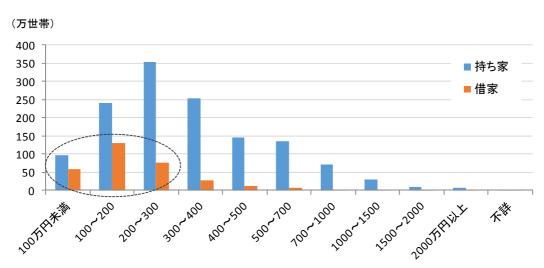




(出所) 総務省統計局 「平成 25 年住宅・土地統計調査」より大和総研作成

しかし一方で、借家に住む 65 歳以上の無職世帯の場合、収入に対して「住居」費の大きさが 影響し、十分な生活水準を維持するだけの消費が行われないケースも考えられる。

2013年の一世帯当たり平均可処分所得金額の中央値は 415万円(全世帯ベース、厚生労働省「平成 26年国民生活基礎調査」より)であり、その 50%以下となる世帯については相対的貧困とされているが、借家世帯では「住居」費の割合の大きさが影響して、この相対的貧困に至らずともかなり生活が困窮している可能性が高いと考えられる。例えば、年収 300万円未満の借家世帯は国内に 858万世帯あるが、そのうち 3割が世帯主年齢 65歳以上の世帯である(平成 25年住宅・土地統計調査より)(図表 20)。こうした低所得高齢者の借家世帯(65歳以上高齢者世帯全体の 16%)では、持家世帯と比較して選択的消費の割合はもちろん、基礎的消費についてもかなり抑制せざるを得ない状況にあると考えられる。



(出所) 総務省統計局 「平成 25 年住宅・土地統計調査」より大和総研作成

図表 20 65 歳以上世帯の年間収入階級別、住居の所有状況



なぜならば、借家世帯では先述したような高齢者世帯の消費の特徴として多く見られる貯蓄の取り崩しが、困難である可能性が高いためである。図表 21 は貯蓄階級別に見た持家率を示しているが、貯蓄額が多い世帯であるほど持家率は上がっている。貯蓄額 750 万円以上の年金受給世帯では、90%以上とほとんどの世帯が持家であるが、貯蓄額が低い世帯では借家比率が上昇している(持家率が低下する)。

(出所) 総務省統計局 「平成 21 年全国消費実態調査」より大和総研作成

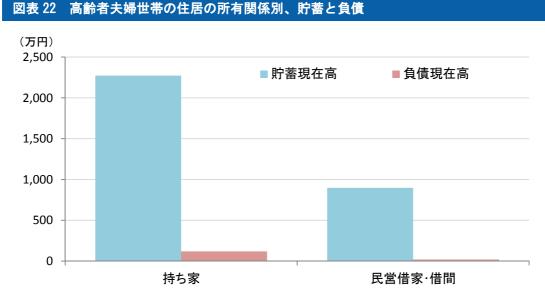
また、高齢者夫婦世帯²⁰の住居の所有関係別に貯蓄と負債の関係を見たものが図表 22 であるが、ここでも持家世帯の平均貯蓄高は 2,200 万円超と多い。高齢者夫婦世帯の 9 割は持家世帯であるが、こうした世帯のほとんどが既に住宅ローンを完済しているため、負債もわずかである。

一方、民営借家・借間の世帯でも負債についてはほとんどないものの、平均貯蓄高は 900 万円に満たない。平均 900 万円弱の貯蓄高が少ないとは言えないかもしれないが、借家住まいの高齢者世帯では、世帯人員一人当たり約4万円/月の貯蓄の取り崩しが行われている(総務省統計局「2014 年家計調査 家計収支編」より)。さらに、貯蓄の目的について「病気や介護が必要になった時など、万一の場合の備えのため」²¹と回答する高齢者が多い点からすれば、借家世帯では持家世帯と比較して十分な消費を行うための貯蓄を保有していないと捉えることもできるだろう。

 $^{^{21}}$ 「どういう目的で貯蓄をしているか」との質問に対し、60 歳以上の62.3%が「病気や介護が必要になった時など、万一の場合の備えのため」と回答しており、以下、「普段の生活を維持するため」(20.0%)、「より豊かな生活や趣味にあった暮らしを送るため」(4.6%)、「もっぱら子どもや家族に残すため」(2.7%) と続く。内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「高齢者の経済生活に関する意識調査結果平成24年3月」より。



²⁰ 夫 65 歳以上, 妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯。夫婦高齢者世帯(65 歳以上の夫婦のみの世帯)のケースでも同じ傾向が見られた。

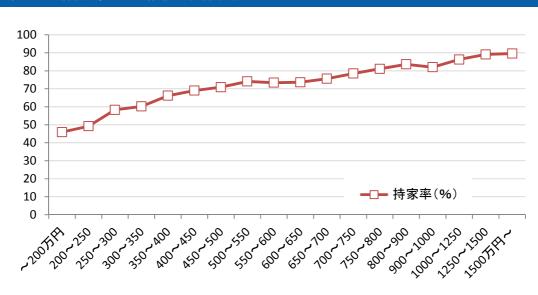


(出所) 総務省統計局 「平成 21 年全国消費実態調査」より大和総研作成

以上から、高齢期に教養娯楽サービスや交際費といった選択的消費を行う余裕は、持家世帯の方が多い傾向にあると言えよう。そのため、高齢期に高い生活水準を維持しようと思えば、高齢期に至る以前に持家を取得しておくことが選択肢の一つと言えるかもしれない。

(3) 現役世代の持家率の低下が、高齢期の借家世帯の増加に

しかしながら、勤労世帯の持家率を年間収入階級別に確認すると、年間収入が増加するほど それに応じて持家率が上昇している様子が見られる。つまり、高齢期に生活の維持が困難とな る傾向がある借家世帯とは、現役時代を通じて持家の取得が難しかった世帯であり、現役時代 においても低所得世帯であった可能性が考えられる(図表 23)。



(出所) 総務省統計局 「2014年家計調査 家計収支編」より大和総研作成

勤労世帯の収入階級別、持家率



図表 23

住宅の所有についてどう思うかというアンケート行った「平成 26 年度 土地問題に関する国民の意識調査」(国土交通省)では、60歳未満の6~8割が「土地・建物については、両方とも所有したい」と回答するなど若い世代でも持家希望の高さがうかがえる。それにもかかわらず、直近 30年間で60歳未満の全ての年齢階級(現役世代)で持家率が低下している(図表 24)。

90% 80% 70% ━ 70歳以上 60% -60歳以上 50% -50代 40% -△-40代 30% ──30代 20% → 30歳未満 10% 0% 1983 1988 1993 1998 2003 2008 2013 (年)

図表 24 年齢階級別、持家率の推移

(出所) 総務省統計局 「住宅・土地統計調査」より大和総研作成

1990 年前後までは約半分の世帯が持家を取得していた 30 代だが、2013 年には4割以下に低下するなど、特に持家離れが目立つ。この点について「平成24年度 国土交通白書」では、「持ち家取得に係る経済的負担の増加」が、「若者の持ち家率の減少の一因と考えられる」としており、現役世代が持家を取得することが徐々に難しくなりつつある様子を示している。

実質賃金の低下に加え、現役世代の賃金カーブについてはフラット化が進んでいるため(後述する5章「高齢者雇用」図表28を参照されたい)、今後も年齢が上がったからといって急激に所得水準が上昇するようなことは考えにくい。そうであれば、若い世代の持家率の低下は、そのまま高齢期の住居の所有状況に結びつく懸念もあるだろう。

将来的な支給開始年齢の引き上げや実質的な給付額の減少が見込まれる年金収入に対し、借家住まいであることによる「住居」費の割合が増していけば、それ以外の消費を圧縮するなど高齢者世帯の生活が逼迫するだけでなく、やがて生活保護世帯へ移行してしまうケースの増加についても危惧される。

(4) 公営住宅が低所得世帯の消費を変える

そこで例えば、借家であるために生活の維持が困難な高齢者世帯に対して住居の支援を行った場合、貧困を減らし、さらに消費を拡大させるような効果はあるのだろうか。低所得者への住宅保障については、「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれている公営住宅が用意されている。

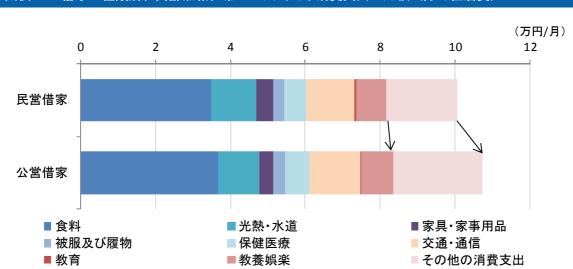


公営住宅²²とは、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給される都道府県や市区町村が所有又は管理している賃貸住宅である。

こうした公営住宅(公営借家)に高齢者が入居した場合、公営借家の一人当たり「住居」費は民営借家の半分になる。家賃の支払いが中心である「住居」の消費支出が大幅に抑制されることで、限られた年金収入でもそれ以外の消費に資金を振り向けることが可能になるようだ。

図表 25 は、世帯人員一人当たり実収入がほぼ同じである民営借家と公営借家に住まう高齢無職世帯の消費について、「住居」を除いて比較したものである。公営借家に居住する世帯では「その他の消費支出」など生活上必ずしも必要とはいえない選択的消費が民営借家の世帯よりも多く、生活に余裕があるように見える。

同様の点について、森田・中村[2004]²³でも、公営住宅への入居前後について比較したデータを用い居住者便益の測定を行った結果、「世帯により大きなバラツキ」があるとしながらも、特に高齢者世帯では「民間住宅よりも低廉な家賃で提供される公営住宅への入居によって、世帯の消費が変化し、大きな便益が発生していることが明らか」であると言及している。



図表 25 借家の種類別、高齢無職世帯の一人当たり消費支出の比較(除く住居費)

- (注1)世帯当たり消費支出を世帯人員の平方根で除した。
- (注2)世帯人員一人当たり実収入は、民間借家の場合が104,805円、公営借家の場合が100,906円。
- (出所) 総務省統計局 「2014年家計調査 家計収支編」より大和総研作成

²³ 森田学・中村良平[2004]「公営住宅における居住者便益と消費の非効率性」日本経済研究センター『日本経済研究 No. 50』(2004 年 9 月)



²² 入居者の収入基準は、公営住宅法により定められている。第一種公営住宅と第二種公営住宅があり、第二種公営住宅は、第一種公営住宅の家賃を支払うことのできない低所得者に賃貸する住宅となっている。低廉な家賃で供給される背景には、建設や維持管理などの運営について国からの補助金が自治体に交付されていることがある。

(5) 住宅政策は今後の高齢者消費に影響するか

低所得高齢者の住まいに関する支援については、2013 年 6 月に閣議決定された『日本再興戦略 ―JAPAN is BACK―』²⁴の中で、「中低所得層の高齢者が地域において安心して暮らせるようにするため、空家や学校跡地などの有効活用による新たな住まいの確保を図る」と明記されるなど、改めて注目されていた。「生活支援サービス・住まいの提供体制の強化」の必要性が謳われ、翌 2014 年度の予算にも 1.2 億円が新たに計画されたが、翌年、2015 年度の予算ではこの「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費」は 1 億円に圧縮され、さらに 2014 年以降の「日本再興戦略」(改訂版)からは高齢者向けの住まいに関するこうした文言が早くも削除されてしまった。

国内では、住宅については「私的財産で、使用方法や処分について個人の自由という観念が強い」²⁵とされ、「行政主導による住宅の社会化が行われることはなかった」²⁶ことを背景に、社会保障としての低所得者への住宅保障が、公営住宅以外には、生活保護における住宅扶助などの施策が行われるにとどまっている。

しかし、私的財産と捉えられながらも実際は、「企業福祉のかたちでの住宅供給(給与住宅)が大きな役割を果たしてきた」²⁷ことに加え、「経済政策の一環として社宅供給を後押しする低利融資・税制優遇措置(=国家による財政福祉)とが絡み合うことによって、いわゆる日本型雇用の成立と再生産が行われ」²⁸てきた面が大きかった。そうした点に鑑みれば、雇用環境の変化とともに、社会福祉としての住宅政策のあり方についても再考すべき転換期を迎えていると言えるのかもしれない。

もちろん、年金だけでなく医療や介護を含む社会保障全体が、現役世代の支払う税や保険料を中心に賄われている賦課方式である点からすれば、多額の補助金で支えられる公営住宅を低所得の高齢者世帯に供給することについて、そう単純に議論は進まないだろう。だが、少なくとも消費の面だけで捉えれば、低所得世帯の「住居」費負担を引き下げることは、シニア世代の消費拡大につながると期待できるかもしれない。特に、今後は現役時代に住宅を取得できない高齢者世帯の増加が見込まれるため、低所得の高齢者世帯に対する住宅政策のあり方が、将来的な消費動向を左右する可能性も考えられよう。

²⁸ 注釈 26 と同じ。



²⁴ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

²⁵ 上枝朱美[2010]「低所得者に対する社会保障のあり方―住宅と生活満足度―」国立社会保障・人口問題研究 所『季刊社会保障研究 第46巻 第2号』

²⁶ 菊地英明・金子能宏[2005]「社会保障における住宅政策の位置づけー福祉国家論からのアプローチー」国立 社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究 No. 152』

²⁷ 注釈 26 と同じ。

(6) 実現のハードルが高い高齢者の地方移住

① 高齢者の移住構想

高齢者向けの住宅政策との関連性は薄いものの、昨今、高齢者をはじめとして、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一都三県)など大都市から地方への移住を促す話が話題になっている。日本創成会議が、予想される東京圏の急速な高齢化を背景に医療・介護の観点から問題提起している他、政府の『まち・ひと・しごと創生基本方針 2015-ローカル・アベノミクスの実現に向けて一』でも、地方移住の支援や「日本版 CCRC」構想の推進が謳われている²⁹。

例えば、日本創成会議の提言では、東京圏の高齢者・介護対応能力の欠如を指摘した上で、「外国人介護人材受け入れの積極的推進」を謳う他、高齢者の集住化のための取り組みや一都三県の連携の必要性にも言及し、対策の一つとして「東京圏の高齢者の地方移住環境の整備」を挙げている。また、地方への移住を希望する国民を支援していこうとする『まち・ひと・しごと創生基本方針 2015-ローカル・アベノミクスの実現に向けて-』の中の「日本版 CCRC」構想は、移住を希望する健康な高齢者をターゲットにしている(図表 26)。

日本創成会議の提言の中で示されている、医療介護体制が整って受け入れ能力のある地域は、 北海道や北東北、北陸、中国、四国、九州など東京圏から距離がある都市が多い。自分の出身 地・故郷であれば移りやすいだろうが、東京圏育ちには未知の世界である。それよりも、首都 圏 (八都県) でも人口減少に苦しむ地域は存在しており、住み慣れた地域から比較的近い場所 に移住する方がより現実的かもしれない。また、政府の医療政策の一つとして、入院よりも在 宅医療を中心に据えた、地域包括ケアシステムの整備を進めようという動きがあるが、行政や 民間サービスに頼るだけでなく、引き続き家族が重要な担い手の一つと期待されているようだ。

一方、高齢者だけが流入してくれば、地方の高齢者比率は上昇するだけであろう。確かに日本版 CCRC 構想などでは、元気なうちからの地方移住を想定していようが、現役世代に比べると高齢者が健康でいられる時間は短く、病気になる確率も高いとみられる。従って、地方に定着して時間が経っていればいいが、移って間を置かずに病気になった場合、"住み慣れていない"場所での療養や介護に対して、遠く離れて暮らす子供らが面倒をみることは容易ではないだろう。

年齢階層のバランスをある程度維持するためには、高齢者になる前の現役段階での移住(あるいは高齢者と現役世代一緒の移住)にも力を入れる必要があろう。ただ、その場合、現役世代が生活するための雇用確保が大きな課題になり、大都市(東京圏)と地方の現状では、地方への移動を促すインセンティブの付与は欠かせないだろう。例えば、地方移転して雇用創出に貢献した企業に対する法人税減税、移住者に対する税負担軽減・補助金支給(ただ、これは既存の住民とのバランスに配慮する必要あり)などが想定されるが、いずれにしても、国から地方への資金移転になる³⁰。

³⁰ まち・ひと・しごと創生会議の有識者の一人である伊東・岡山県倉敷市長は、2015 年6月2日の同会議の中



²⁹ http://www.policycouncil.jp/, http://www.kantei.go.jp/jp/headline/chihou_sousei/

図表 26 日本版 CCRC の概要

従来の高齢者施設等		日本版CCRC
要介護状態になってから移住	移住の契機	健康時から移住
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに 積極的に参加 (支え手としての役割)
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と共働

(出所) まち・ひと・しごと創生本部、日本版CCRC構想有識者会議「日本版CCRC構想(素案)」より大和総研作成

② 高齢者と子供の住居の関係

前述したように、現役世代の持家保有比率(持家率)は低下傾向にある。特に、1960年前後生まれの持家に拘らなくなった世代が高齢者に差し掛かれば、全体の持家率が一段と低下する余地が生じるだろう。とはいえ、歳を取るにつれて持家率が上昇していくというトレンド自体は変わっていないため、高齢者の地方移住と絡めて考えた場合、高齢者の持家率が8割である点は大きなハードルといえる。なぜならば、これまで居住していた住宅資産を処分しなければならないからだ。借家のように身軽に引っ越すというわけにはいかないだろう。

2013 年時点の全国の「持ち家住宅率」が 61.7% (「持ち家世帯率」は 61.5%、括弧内は以下 同じ)であるのに対して³¹、東京都は 45.8% (45.6%)と全国一低く、神奈川県も 58.6% (58.3%)と全国平均を下回っている。一方、千葉県は 66.3% (66.1%)、埼玉県は 66.1% (65.7%)と 平均を上回っている。四都県を合計すると、東京圏は 55.9% (55.7%)と全国平均を下回るが、 背景としては、東京圏では持家率が低い若年層の人口が多いことが挙げられる。ただし、東京圏でも高齢者に限定すれば、全国平均の 8割には届かないものの、60歳以上の「持ち家世帯率」

で、日本版 CCRC について、 "高齢者の希望の実現"がある一方で、受け入れる側になる地方が抱える課題として、既存の "入所待機者への対応"や "介護従事者の不足"、 "受け入れ自治体の財政負担の増加"を挙げた。第一に、地元で施設に入れずに順番を待っている高齢者がいる状況では、他の地域から高齢者を受け入れることは容易ではないだろう。また、仮に健康で、直ちに施設に入る状態でなくても将来の潜在的な入所需要がある、あるいは施設に容易に入れることを期待して移住してくる可能性が高い。 当然ながら、 "受け入れる自治体の住民の負担増"になるようでは、そのハードルは一段と高くなろう。従って、伊東倉敷市長が指摘するように、国からの補助や自治体間の財政調整などの仕組みが必要になる。また、有識者の一人である中橋 NPO 法人理事長は、日本創成会議の東京圏の高齢者の地方移住推進について、 "高齢者のみを医療、介護の人材に余裕があると試算されている地方に移住させるのではなく、家族丸ごと移住してきていただきたい"と述べており、もっともな指摘であろう。

参照: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/souseikaigi/h27-06-12-gijiyousi.pdf ³¹ 「持ち家住宅率」は持ち家が住宅全体に占める割合であり、「持ち家世帯率」は持ち家に居住する主世帯の普通世帯全体に占める割合である。



は75.5%、65歳以上で76.3%となり、極端に低いとはいえないだろう(東京都のみでは66.4%、67.5%と低い)。東京圏の持家を持たない高齢者を対象に移住を進めるのではない限り、やはり住宅資産の取扱いは大きな課題になろう。

三世代という観点から改めてフォーカスすると、現役世代の持家志向の低下の背景として親との同居が進んでいるのかというと必ずしもそうではない。65歳以上の者がいる世帯数は2014年で2,357.2万世帯にのぼっている。これは全世帯の46.7%を占めており、約30年前の全体の4分の1からほぼ倍増している。このうち、アニメ「サザエさん」に登場する磯野・フグ田家のように子や孫と同居する「三世代世帯」そのものが減少する一方で、高齢者だけの世帯が大幅に増えている。従って、現役世代の持家志向の低下の理由にはならないのである。

次に、総務省「住宅・土地統計調査」で高齢者のいる世帯(65歳以上の世帯員がいる主世帯)のうち、高齢単身世帯(65歳以上の単身の主世帯)と高齢者のいる夫婦のみの世帯(夫婦とも又はいずれか一方が65歳以上の夫婦一組のみの主世帯)を合計した高齢者普通世帯における子供との居住環境をみてみる。

高齢者普通世帯は着実に増加しており、2013年には 1,139万世帯と高齢者のいる世帯の約55%を占めている(30年前は約240万世帯、高齢者のいる世帯の3割弱だった)。高齢者普通世帯の15.5%は子供がおらず、また子の居住地が不詳であるケースが相当数(17%)あることから、これらを分析の対象から除く。子供がいる高齢者普通世帯のうち、子供と一緒に住んでいる、あるいは片道1時間未満という比較的近距離に住んでいる割合を足しあげると68%になる(なお、持家と借家の違いはほとんどみられない)。

2008 年調査と比較すると、一緒に住んでいる割合は低下しているものの、1時間未満の割合が高まっていることから、全体としては子の近居化が進んでいるといえよう。これらは全国の値であり、当然ながら地域差がみられる。東京圏のうち東京都(72.5%)や神奈川県(70.3%)、埼玉県(71.9%)では1時間未満に子供が住んでいる割合が全国平均を大きく上回っている。唯一、千葉県が64.6%と低いために東京圏全体ではやや押し下げられるが、それでも全国レベルよりは近距離である。

同様に、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)が2015年3月に公表した第5回全国家庭動向調査(2013年社会保障・人口問題基本調査)でも、親世代との同居の有無や居住距離に関する調査結果が示されている。ただし、この調査の分析対象が有配偶女性(妻)に限定されている点には留意すべきであろう。なお、社人研によると、有配偶女性の年齢分布や家族類型分布は国勢調査や労働力調査と比較して大きな偏りはないという。

4人の親のうち誰かと同居している割合は約3割と過去20年の調査の中で最も高くなっている。さらに、いずれの親とも同居していないケースにおける、妻(60歳未満)と親との時間的 距離をみると、60分未満が6割弱と過去の調査に比べて割合が高まっている。これは4人の親 それぞれでもほとんど差がみられない。別居していても親の近くに住むという"近居化"の傾 向が強まっている。



鉄道やバスといった公共交通機関や道路等のインフラの発達により、日本全体における移動可能距離は長く移動時間は短くなっているため³²、同居という形を取らなくても、近居という柔軟な形態が増えることによって、育児・子育てのサポートを得られやすくなるし、将来の介護という逆のケースでもプラスに寄与しよう。さらに、ひと昔前は"スープの冷めない距離"といわれていた親世代と子世代の距離感だが、今の高齢者は昔に比べて健康で活動的になっている点を踏まえれば、例えば、1時間程度は許容範囲になってくるかもしれない。

また、戦後の経済発展の過程で、地方から東京圏などの大都市に出て就職し生活基盤を築いてきた団塊の世代を含めた今の高齢者の場合、その子もまた同じ大都市に住み続けているケースが多く、親子の距離感は短くなっている。特に、東京圏では全国平均に比べて子供が親の近くに住んでいる割合が高く、こうした親と別居していても居住距離が縮まっている最近のトレンドを踏まえると、高齢者だけを移住させることは現状から大きく乖離した発想といえるだろう。

長く住み慣れた土地から離れることに抵抗感を示すのは、都心で何十年も生活してきた高齢者にとっても同じである。それでも高齢者の地方移住を促進させようとすれば、クリアしなければならない課題が多い。目先は、高齢者が住み慣れた持家の処分。十分な金融資産を持っていないのであれば、充実した生活を送る(貯蓄を取り崩す)ためには、持家の処分(賃貸に出すのも一つの方法だろうが)は必須になろう。ただ、仮に子供への持家の生前相続が可能になれば、東京圏の住宅を相続した子供が地方に移る可能性は大幅に低下しよう。

5. 高齢者雇用

5章では、高齢者の消費を抑制すると懸念される年金支給開始年齢の引き上げや、年金給付の実質的な減額の影響を緩和するため、年金以外の収入を得ていく手段と考えられる「高齢者雇用」の現状や主な課題について見ていく。

(1) 年金支給開始までの生活費

厚生労働省「平成 26 年就労条件総合調査」によると、2014 年時点で定年制を定めている企業 割合は 93.8%(前年 93.3%)であり、そのうち年齢を「一律に定めている」企業割合が 98.9% (同 98.4%)、「職種別に定めている」企業割合が 0.7% (同 1.2%)となっている。この定年制 を「一律に定めている」企業のうち、81.8%が 60 歳を定年年齢としており³³、国内では多くの企業が 60 歳定年制を採用している。従って、65 歳までの 5 年間の消費支出を補足する分の貯蓄

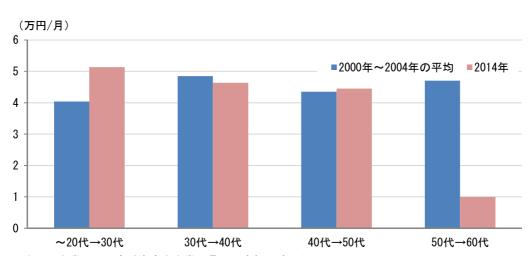
^{33 65} 歳以上としている企業割合は 15.5%にすぎない(厚生労働省「平成 26 年就労条件総合調査」)。



³² 確かに、大都市に比べると地方の公共交通機関は頻度などの面で必ずしも充実しているとはいえないが、自動車の普及を考えれば、地方における移動手段が大都市よりも著しく劣っているとはいえないだろう。

の積み立て、又は収入の確保が重要であろう34。

そこで、現役時代(特に壮年期)に十分な貯蓄を行っているかどうかを見るため、勤労世帯 の過去15年間の金融資産の純増額について年齢の変化に伴う増加を確認すると、50代以下の世 帯では純増額(毎月の黒字額)が4~5万円/月程度のまま、ほとんど変化していない(図表 27)。



図表 27 世帯一人当たりの実質金融資産純増額の変化(2000年~2004年の平均→2014年)

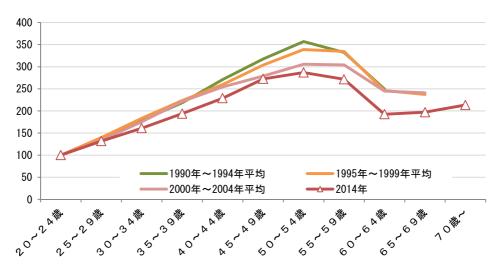
- (注1)世帯当たり金融資産を世帯人員の平方根で除した。
- (注2) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格。
- (出所) 総務省統計局 「2014年家計調査家計収支編」より大和総研作成

原因の一つには、近年、賃金カーブが緩やかとなるフラット化が進んでいることがあるだろう (図表 28)。20~24 歳の賃金を 100 としたとき、賃金カーブのピークである 50~54 歳の賃金 は 1990 年~1994 年平均では 357 もあったが、2014 年には 287 に減少している。50 代世帯では 世帯一人当たりの消費支出総額が最も多く、金融資産純増額はほとんど増えていない。そのため賃金カーブのフラット化が顕著に見られる壮年期以降については、現時点で得られている金融資産の純増額の積み立てが、そのまま高齢期の貯蓄に結びつく可能性が高い。

 $^{^{34}}$ 実際には老齢基礎年金の支給開始を 60 歳からとする繰り上げ受給なども選択肢となるだろうが、繰り上げ期間に応じて年金額は減額される。



図表 28 年功賃金カーブ (20~24歳=100)



- (注1)大卒・大学院卒の男性一般労働者の賃金を使用。
- (注2) 民間最終消費デフレーター(2005年基準)による調整済。
- (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より大和総研作成

金利やインフレ等の経済状況の変化を無視した機械的な計算だが、世帯主が 40 歳の世帯で毎月5万円の黒字を計上した場合、60 歳の定年時には 1,200 万円の金融資産になる(40 歳以前の貯蓄の積み立てを 0 円と仮定)。65 歳の年金支給開始までの 5 年間の消費支出が 17 万円/月であれば(2014年の無職 60 代世帯の実績値を使用)、そこから 1,020 万円の貯蓄の取り崩しとなり、65 歳以降の消費支出を補う貯蓄残高は残りの 180 万円となる。男性の平均寿命(2014年時点で 80.50 歳)までは残り 15 年間もあり(女性であれば平均寿命 86.83 歳までと、さらに 6 年以上も延びる)、豊かな老後生活を送ろうと考え、年金給付の不足分を補うならば、心もとない貯蓄高であるだろう。

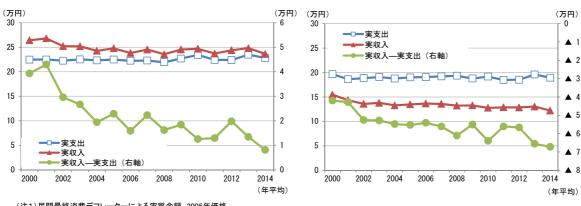
(2) 高齢者世帯が就労した場合

そこで、例えば前期高齢者のような健康で就労可能な期間³⁵においては就労の継続によって、高齢者自ら、所得を補うことなどが考えられる。図表 29 は、60 代世帯の勤労世帯(左)と無職世帯(右)の世帯一人当たりの実収入と実支出の推移を見たものだが、足元では減少傾向にあるものの、勤労世帯の実収入は無職世帯よりも4割超増加し、月1~2万円程度の黒字を計上している。さらに、実支出についても2割程度増えており(「その他の消費支出」や「被服及び履物」などが増加)、より豊かな消費水準を維持している様子がうかがえる。

³⁵ 介護を必要とせず、日常生活に制限がないといわれる期間を意味する「健康寿命」は、男性で 71.19 歳、女性で 74.21 歳 (それぞれ 2013 年時点) に上昇している。







(注1)民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格。

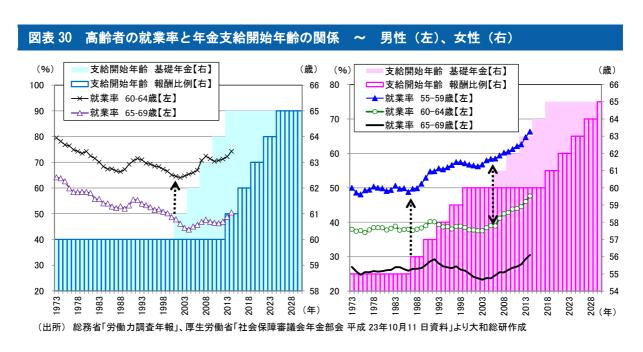
(注2)世帯当たり実収入と実支出を世帯人員の平方根で除した

(出所)総務省統計局「家計調査(家計収支編)」より大和総研作成

① 年金支給開始年齢の引き上げと就業の関係

健康寿命が男性で71.19歳、女性で74.21歳(2013年時点)に上昇している現実を踏まえる と、高齢者を 65 歳で一律に区切る必然性がなくなっており、意欲のある高齢者はフルタイムで もパートタイムでも働くという選択肢があるだろう。60 歳以上の就業率は上昇基調にあるが、 その背景には、当然ながら生きがいを感じ就業意欲が高いというポジティブさだけでなく、生 活のためにやむを得ず働き続けるというネガティブさの面もあろう。

後者の要因の一つとして、先述した年金支給開始の後ずれが想起されるが、図表 30 が示すよ うに、今はその段階的引き上げ過程の真っただ中にある。具体的には、厚生年金の定額部分(基 礎年金)の支給が既に65歳に移行した男性の場合、報酬比例部分についても前々年より支給開 始が後ずれし、2015年は61歳からになる。一方、女性は基礎年金の引き上げ最中であり(2015 年は64歳支給開始)、報酬比例部分の引き上げ開始は3年後である。





次に、1970年代以降の厚生年金の支給開始年齢の変化と影響を受ける世代の就業率(=就業者/15歳以上人口)の関係を見ると、低下トレンドにあった60~64歳の男性の就業率は開始年齢引き上げに合わせて底打ちし、2003年から上昇に転じている。また、65~69歳の就業率も下げ止まって2012年からは3年連続で上昇し、直近は約半数が何らかの形で働いている。

同様に、女性の場合、1987年から支給開始年齢が55歳から段階的に60歳に引き上げられたが、それまで約50%で横ばいだった55~59歳の就業率は80年代後半から上昇し続けて、2014年には66%に達した。さらに、60~64歳も2000年代後半から上昇し始めている。この間20年のタイムラグがあったことから、就業意欲の高まった世代がシフトしたという構造変化よりも、開始年齢の引き上げが就業を促す誘因になった可能性が大きいとみられる。このように、男女問わず、制度変更の影響を受ける年齢層の就業率が顕著に上昇してきた。

なお、農業や自営業者の比率といった産業構造の変化や社会保障制度の充実を考慮すると単純な比較は難しいだろうが、現在のように高齢化が進んでいなかった 1970 年代の方が、今よりも 65 歳以上の就業率が高かったという事実がある。当然ながら働いている数自体は今の方が多く、1970 年代(1973~79 年平均)の 65 歳以上の就業者数が約 250 万人だったのに対して、2013~14 年には約 640 万人に増えている。しかし、65 歳以上の男性の就業率を見ると、1970 年代の約 43%に対してこの 10 年間は 28~29%にとどまったままである。上昇傾向にある 65~69 歳でも、1970 年代の約 61%を大きく下回っている。

日本の年金支給開始年齢の段階的引き上げに関しては、決定から実際の開始、そして完了までの期間の長さが指摘される。具体的には、基礎年金と報酬比例部分に分けて実施することで計 25 年かけて、さらに女性の開始が男性よりも5年遅れることから、65歳の支給開始が完全に実施されるまでに30年を要するという計画である。

日本を除く他のG 7諸国は開始年齢を 67~68 歳にさらに引き上げ始めている現状に加え、一段と厳しさを増す財政状況を踏まえれば、日本も他の動きに追随する可能性は高いとみるべきだろう。むしろ、現段階で次の方針が決定していないのは、日本の高齢化スピードが他よりも速いことを考えると悠長すぎるかもしれない。調整に長い時間をかけるだけ目先のコスト抑制効果は限定的になり、将来世代への負担の先送りになる。再引き上げをどれだけ早くスタートして完了させるかが、世代間の負担のバランスを取る上では重要になってくる。

裏返せば、ちょうど制度変更の過渡期に当たる高齢者(いわゆる団塊ジュニアが60代)にとっては、受け取れたであろう分の手当てを考えなければならない。十分な貯蓄を保有し働く必要のない恵まれた人を除けば、これまでのように、受給時期の後ずれに合わせて何らかの形で働く割合も高まると予想される。従って、高齢者の就労環境の整備は、支給開始年齢の再引き上げには必須の前提と言えよう。



② 60~64 歳の労働環境

2014年の60歳以上の就業者数は1,200万人を上回り、15歳以上の就業者全体に占める割合は2割弱(65歳以上は10.7%)と過去最高を更新している。既に日本の労働市場の大きな担い手の一つになっているが、ここでは、年金支給開始年齢の段階的な引き上げに現実に直面している60~64歳の労働環境を確認する。

前述したように、60~64歳の就業率は足元で上昇しており、2014年には60.7%と同年齢層の5人のうち3人が働いている格好である。特に男性は74.3%と1970年代後半以来の高水準に達する。また、雇用されている者を正規・非正規で区別すると、60~64歳の非正規の職員・従業員は役員を除いた同年齢層全体の64.4%を占め(65歳以上は73.1%)、年々その比率は高まっている36。就業者全体でも非正規比率は37.4%と上昇しているが、60歳以上の非正規化が全体を押し上げており、男性の場合、非正規の約4割は60歳以上である。

60~64歳の非正規 253 万人の雇用形態の内訳は、パート・アルバイトが 55.7%と過半数を占める他、嘱託が 19%と他の年齢層に比べて割合が高い。労働力調査では、嘱託は"労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託社員」又はそれに近い名称で呼ばれている人"と定義されており、定年退職後に一定期間再雇用されているという現状を反映しているものとみられる。

実際、男性に限ると、役員を除いたベースの 55.5%が非正規の職員・従業員であるが、その 55.3分の1は嘱託である (パート・アルバイトは約3割)。これに対して、60~64歳の女性の 非正規比率は 76.5%と高く、その8割はパート・アルバイトに就いている。このように、60~64歳の就業状態に注目すると、男性の方が 60歳未満の時点よりも急激に非正規化が進む一方、 男女では非正規の内容に差異が見られる。

③ 人手・人材不足の中で期待される高齢者

政府は成長戦略のポイントの一つに雇用制度改革・人材力の強化を謳っており、新たな担い手として、女性や外国人材、若者と並んで、高齢者の活用を挙げている。つまり、元気な高齢者には、経済・社会を様々な面で支える側に回ってほしいという期待があろう。2013 年 6 月に発表した成長戦略『日本再興戦略 ―JAPAN is BACK―』では、高齢者(60~64 歳)の就業率を、2012 年の 57.7%から 2020 年までには 65%に引き上げるという目標が掲げられたが、2013 年には 58.9%、2014 年には 60.7%と順調に高まっている。また、高齢者の活用という観点から、生産年齢人口の範囲を広げて制度設計をするべきとのアイディアも出ている³⁷。

人手不足(量的なイメージ)が懸念されている現状では、大卒の就職内定率が大幅に上昇するように若年層と高齢者がバッティングする可能性は低いだろう。ただ、短期的に景気が減速

³⁷ 例えば、経済財政諮問会議の下に設置された「選択する未来」委員会が 2014 年 5 月にまとめた中間整理「未来への選択」では、「70 歳までを働く人(「新生産年齢人口」)と捉え直し、仕事や社会活動に参加する機会を充実させていく」と明記していた。



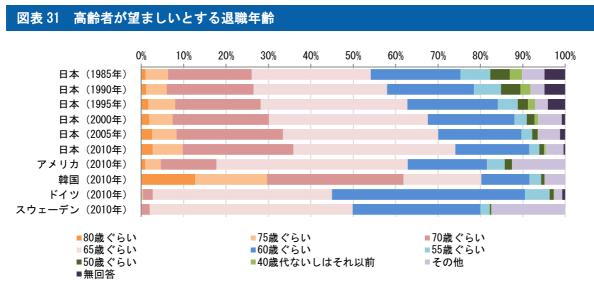
³⁶ 就業者は、雇用者の他に自営業主と家族従業者に分類される。60~64 歳の場合、自営業主と家族従業者の合計の割合は就業者全体の約2割を占め(65歳以上では4割弱)、60歳未満の1割弱を大きく上回っている。

した場合、あるいは企業がスキルを求める人材不足(質も加味したイメージ)の様相になった場合、元気な高齢者が多い分、結果として、スキルの点で劣る若年層が、労働市場の中の競争ではじき出される場面も出てこよう。

(3) 高齢者の雇用を阻むもの

① 高年齢者雇用安定法で企業が選択した措置

図表 31 は、60 歳以上の男女に対して、望ましい退職年齢についてアンケートをした国際比較だが、日本の高齢者は「65 歳ぐらい (38.3%)」に次いで「70 歳ぐらい (26.2%)」までの就労希望が多く (2010 年)、就労意欲が高い。



(出所) 内閣府「平成22年度 第7回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果(全体版)」より大和総研作成

さらに、こうした意欲のある高齢者の割合が年々増加していることに加え、年金財政の健全 化を図る政府は、年金支給開始年齢の引き上げに伴う高齢者雇用の環境整備を進めているが、 状況は難航している。

2012年に改正された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下、高年齢者雇用安定法)では、65歳までの継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止するなどして雇用確保措置の強化を図り38、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年制の廃止——のいずれかの措置を講じるよう義務付けている。その結果、全体の98.1%の企業が措置を実施したが、選択した措置の内訳は、①15.6%、②81.7%、

³⁸ ただし、継続雇用制度の対象者を限定する基準を既に定めた企業については、経過措置として、基準の適用 年齢までの継続雇用が認められている。その場合、希望者全員が 65 歳までの継続雇用対象となるのは 2025 年 度以降となる。



③2.7%——とほとんどの企業が②を採用している(厚生労働省「平成 26 年『高年齢者の雇用 状況』集計結果」)。

② 賃金カットが誘因する自発的な引退

多くの企業が選択する②の継続雇用制度の導入は、それまでと同じ雇用形態のまま定年を延長するのとは異なり、一度正社員としての契約を終了し、非正規社員として再契約することも含んでいる。そのため、「業務内容の大幅な変更、賃金カットや労働時間の短縮も容易である。高年齢者雇用安定法は継続雇用者の雇用条件についての具体的な規定を設けていないので、あえて劣悪な条件を提示することで『自発的な』引退を促すことも可能である」との指摘がある³9。実際、55~69歳の男女7,000人を対象としたアンケート調査⁴のによると(以下の質問事項については定年経験のある60~64歳層の調査結果)、定年到達時に継続雇用されなかった(しなかった)理由について、「基準不適合以外の理由で継続雇用を希望しなかった」(48.9%、定年経験のある者の15.6%)や「継続雇用の基準に合致しないと思い、希望をしなかった」(10.4%、定年経験のある者の3.3%)などと、半数近くが継続雇用を「希望をしなかった」と回答しており、「自発的な」引退であったことを意味している。

「自発的な」引退を選択したことについて最も多く挙げられた理由は「継続雇用後の賃金が安すぎるから」(25.4%)であり、定年到達時の賃金と比べた減少幅が男性の場合には「30~50%未満」(35.7%)、「50%以上」(30.2%)というように(女性の場合には人によってバラツキが大きい)、大幅な賃金カットが行われ、就労意欲を奪っているようだ。

③ 企業側に高齢者を採用するメリットが少ない従来の雇用制度

こうした継続雇用後の賃金の大幅な減少の背景には、年功賃金や終身雇用制を採用してきた 従来の日本の雇用制度がある。従来の雇用制度においては、企業側に定年退職後の高齢者を採 用するインセンティブがなかったことが指摘できる。なぜならば、経験が重要とされる従来の 業務では、労働者に長年当該企業で働いて企業特殊的な技能を習得してもらう必要があり、そ のための労働者に対するインセンティブとして、壮年期に生産性を上回る賃金を提供する必要 があったからである。

こうした仕組みでは、労働者が定年直前にならないと、若年時に生産性以下の賃金を甘受してきた(労働者にとっての)コストが回収できないため、長年、当該企業で働くインセンティブが生まれるのである。しかし、年功賃金や終身雇用制では定年退職時にそれまで企業に貢献してきた生産性の累計とそれに要した費用(賃金)の累計の収支尻が清算されてしまい、企業側が高齢者をさらに継続雇用するインセンティブが生まれず、高齢者雇用が進まなかったので

⁴⁰ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査シリーズ No.94「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2012年3月)



³⁹ 近藤絢子 [2014]「雇用確保措置の義務化によって高齢者の雇用は増えたのか―高年齢者雇用安定法改正の政 策評価」『日本労働研究雑誌 2014年1月号 (No. 642)』、独立行政法人 労働政策研究・研修機構

ある (ただし、これはあくまで企業に雇用されている雇用者の話であり、自営業者や農業従事者はその限りではない)。

2012 年の法改正以前ではあるが、民間企業に対して高齢者雇用の課題についてのアンケート調査⁴¹を行っているが、「特に課題はない」の回答が 28.5%と最も多かったものの、以下、「高年齢社員の担当する仕事を自社内に確保するのが難しい」が 27.2%、「管理職社員の扱いが難しい」が 25.4%、「定年後も雇用し続けている従業員の処遇の決定が難しい」が 20.8%、「人件費負担が増す」が 16.1%と続くなど、いずれも背景には、定年退職時の賃金が継続雇用を希望する高齢者の生産性と乖離してしまっていることがあるようだ。

④ 生産性に応じた賃金システムの構築が急務

しかし近年においては、経験が必要とされるキャッチアップ型の経済構造が、日本の置かれた経済環境にそぐわなくなってきている。むしろ、イノベーションの重要性が増し、創造性を発揮しやすい新しい雇用システムの構築が求められている。そうした時代には終身雇用制で蓄積される知識や経験を重視して継続雇用するインセンティブが薄れるため、各労働者の生産性に応じた賃金を提示していく方が合理的な雇用システムといえるだろう。実際、近年では賃金カーブが以前よりも緩やかになっていることから(前掲図表 28 参照)、どの年齢でも生産性に近い形での賃金の提示が行われつつあるものと推察される。

こうした日本の雇用システムの変遷を踏まえると、高齢者についても同様に、生産性に応じた賃金の提示が適正に行われれば、定年退職後の賃金が定年直前の水準から大幅に減少することはなく、継続雇用時の就労意欲が妨げられることもないだろう。こうした制度面の整備が、年金制度の改正と同時並行で進められることが求められよう。

6. 成長戦略で超少子高齢社会は本当に乗り越えられるのか?

これまで見てきたように、超少子高齢社会の到来は既存の経済・社会制度の運営を一層困難にしつつある。年金等の社会保障制度や雇用制度の適切な改革を怠れば、高齢者の生活を脅かすだけでなく、現役世代を含めた日本経済・社会に対しても大きな負荷を与え、特に地域(地方)へのマイナスの影響が大きくなるだろう。加えて、グローバル化や ICT 化という大きな変化の潮流も踏まえると、今まさにこれらの環境変化にうまく適応できるだけの強い経済・社会制度の構築が早急に求められる。

2015年6月末、成長戦略の最新版である『「日本再興戦略改訂」2015-未来への投資・生産性革命-』(以下、成長戦略 2015) が政府より公表された。今回の成長戦略 2015 は特に目新しい政策があるわけではないが、過去2回の成長戦略を踏襲して「市場機能を活かす」という方向

⁴¹ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査シリーズ No. 67「高齢者の雇用・採用に関する調査」(2010年6月)



性を継続している点は評価したい。今回の特徴としては、実践的な教育を通じた人材力の強化やローカル・アベノミクスを通じた地域の生産性向上に力点が置かれている。また同時に閣議決定された『まち・ひと・しごと創生基本方針 2015-ローカル・アベノミクスの実現に向けて一』でも地域活性化の具体策が示されており、政府による地域活性化策がいよいよ本格的に始動し始めた。

周知のとおり、地域では超少子高齢社会が一層進行し、都市への人材流出によって地域の経済・社会構造にも大きな影響を与えている。政府等はその解決策として、4章(6)でも述べられたような地域(地方)への移住奨励などの提言を行っているが、雇用の場が減りつつある地域へ人々が積極的に移住することはやはり難しいだろう。移住ありきではなく、まずは地域でも生産性を向上させ、雇用創出で地域の魅力を高めた上で、自然と移住が進むような仕組みを作っていくのが筋ではないか。

そこで6章では、新たに公表された成長戦略 2015 にも触れながら、超少子高齢社会等で移り行く産業構造の変化を踏まえた最適な人材育成の必要性と地域の生産性向上のための今後の施策について考察する。特に、就学前教育や大学での教養(リベラル・アーツ)教育の強化を通じた高度人材の育成、雇用流動化、そして、地域人口の集約化が大きなカギを握ることを指摘したい。

(1) 最新の成長戦略の概要とこれまでの進捗状況

① 成長戦略 2015 の概要

図表 32 で見るように、今回の成長戦略 2015 は大きく分けて、「生産性向上」「地域活性化(ローカル・アベノミクス)の推進」の 2 つから構成される。生産性の向上のための政策として、①企業統治の更なる強化、②イノベーション・ベンチャーの創出、③第四次産業革命(IoT、ビッグデータ、人工知能等)への対応、④多様な人材の活用とその強化、が挙げられている。一方、地域活性化の具体策には、⑤中小企業・事業者やサービス産業の生産性向上、⑥農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化、⑦官製市場の民間開放、等がある。



図表 32 『「日本再興戦略」改訂 2015-未来への投資・生産性革命-』の概要

未来投資による生産性革命

①「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す

「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化

起業と投資家の建設的な対話の促進、金融機関における経営支援機能の強化等の一層の推進、成長志向の法人税改革、等イノベーション・ベンチャーの創出

国際的イノベーション・ベンチャー創出拠点の形成に向けた新たな大学・大学院制度の創設、等

アジアをはじめとする成長市場への挑戦

「質の高いインフラパートナーシップ」の展開、等

②新時代への挑戦を加速する

迫り来る変革への挑戦(「第四次産業革命」)

IoT・ビッグデータ・人工知能による産業構造・就業構造変革の検討

セキュリティを確保した上でのIT利活用の徹底

マイナンバーの利活用範囲の拡大、等

③個人の潜在力の徹底的な磨上げ

少子化対策、労働の「質」の向上及び女性・高齢者等の一層の活躍促進

企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正、高齢者の活躍促進(就労マッチング機能の強化)、等

変革の時代に備えた人材力の強化:雇用と教育の一体的改革

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、予見可能性が高い紛争解決システムの構築、等

ローカル・アベノミクスの推進

①中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化

事業者にとっての「成長戦略の見える化」、等

②サービス産業の活性化・生産性の向上

中小企業団体や金融機関による地域の経営支援の強化、官民共同の業種別サービス業生産性向上活動の展開

③農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化

農林水産業における「攻めの経営」の確立

農地集積・集約化に向けた取組の加速、農林水産物・食品の輸出促進、等

医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

医療の国際展開、医療等分野における番号制度の導入、等

地域経済の牽引役としての観光産業の再構築

日本版DMOの設立、訪日外国人旅行者数拡大に向けた地域ごとの空港・交通・宿泊施設等の供給の確保・受入環境整備

④自治体に求められる新たな役割(官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等)

「改革2020」(成長戦略を加速する官民プロジェクト)の実行

(出所)『「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-』(平成27年6月30日)より大和総研作成

今回の成長戦略 2015 で新たに強調されているのは、雇用と教育の距離を縮める方向性が示されている点だ。イノベーションにおける高等教育機関(大学・大学院)の役割強化や、高等教育機関による実践的な職業教育を行うための枠組み作りなどがそれに該当する。

また、これまでの成長戦略では、全体の政策に占める地域活性化のウェイトは小さかったが、 今回の成長戦略 2015 では、図表 32 のように大幅に地域活性化の政策が増えている。地域活性 化の基本的な姿勢として、「集約」「ネットワーク」を掲げている点は望ましいものである。し かし、列挙された具体策は限定的な効果しか持たないと思われるものが多く、これらが本当に 地域を活性化させる効果があるのかどうかは疑問だ。

② KPI で見た成長戦略の進捗状況

安倍政権で公表した成長戦略には既に実施中のものも増えており、PDCA サイクルを回すためにもそれらが計画通りに進捗しているのかを今一度、確認しておく必要がある。以下では、政



策群ごとに達成すべき政策目標を示した KPI (Key Performance Indicator) の現状の達成率⁴²を中心に見ていくことで、成長戦略を構成する3つのアクションプラン (「日本再興プラン」「戦略市場創造プラン」「国際展開戦略」) の各進捗状況がどうなっているのかを確認する。

i)日本産業再興プラン

成長戦略の大きな柱の 1 つ目である「日本産業再興プラン」は、民間企業の力を最大限に発揮できるような国内経済の構造改革を推進するものである。この分野では、企業を市場により規律付けるためのコーポレート・ガバナンス改革での大きな進展、一部の労働市場関連の指標の大幅な改善、そして法人税改革でも前進が見られるものの、特に産業の新陳代謝や地域活性化、ビジネス環境、雇用制度、教育といった分野において改善が遅れている(図表 33)。

まず、KPI のうち「3年間でリーマンショック前の設備投資水準を回復する(達成率 90%)」や「失業期間6ヵ月以上の者の数を今後5年間で2割減少(同 96%)」「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間で9%(同 81%)」はほぼ達成されている。さらに、世界最高の知財立国を目指すための「特許の権利化までの期間を 2015 年度中に 36ヵ月以内とする(同 100%)」目標や、世界最高の IT 社会の実現を図るために「2015 年度中に、世界最高水準の公共データの公開内容(データセット1万以上)を実現(同 130%)」するという KPI は、既に前倒しで達成している。

その一方で、「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 10%台を目指す(両方とも達成率は3%台)」という政府目標はほとんど進展していない。さらに、人材力の強化や大学改革を謳った「今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上入る(同0%)」「2020 年までに日本人留学生を6万人(2010 年)から 12 万人へ倍増(同3%)」「2020 年までに外国人留学生を倍増(「留学生30万人計画」の実現)(同16%)」「2018 年までに国際バカロレア認定校等を200 校(同4%)」や、日本の立地競争力を高めるために「2020 年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(同0%)」という KPI についてもほぼ動きはない。「2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす」という目標も、足元の達成率は15%と低い数字だ。

さらに、KPIには示されていないが、「実効性のある長時間労働の是正策」「予見可能性の高い 紛争解決システムの構築」といった雇用政策は、実態としては棚上げされている印象だ。

6章(2)で述べるように、生産性を高めるには、市場の新陳代謝を高める企業の参入・退出を活発にして足元の開業率・廃業率を大幅に引き上げることが不可欠だ。市場での生き残りをかけて、企業が新たな技術を採用したり、イノベーションによって新たな付加価値を生み出

⁴² ここで言う達成率とは、各政策の実施後に達成が期待される目標数字(KPI)と政策実施前の現実の数字と比較して、その乖離幅のうち直近(成長戦略 2015 の公表時に利用できる最新の数字)では何%達成できているかを示すもの。例えば、現時点で目標の半分しか改善していない場合には達成率は 50%、一方で既に KPI が示す数字に到達している、もしくは超えている場合、達成率は 100%以上となる。ただし、達成目標とする年に政策間でバラツキがあり、目標年が後になる政策ほどその達成率が低めに出やすいことには注意すべきである。



そうとするからである。そのためには、市場での競争圧力をかける潜在的な内外企業の存在、 特に外国企業が日本市場に参入しやすくするためのビジネス環境を改善させるだけでなく、外 国人が日本で生活しやすいように国内の教育環境等を国際標準レベルにまで引き上げることも、 外資系企業の参入を促進させるために考慮されなければならない。



(注)ここで示されたKPIは一部のみを抜粋したものであり、決して網羅的ではないことに留意されたい。 (出所)『「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-』(平成27年6月30日)より大和総研作成

ii) 戦略市場創造プラン

将来性の高い産業を側方支援する戦略市場創造プランの対象となる戦略市場には、医療・介護、エネルギー、インフラ、地域の4つの分野がある。この分野はKPIという指標で見る限り、 医療分野を中心に進捗状況はまずまずといったところである。

医療分野では、医薬品や医療機器の審査にかかる時間(「2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」(達成率100%)」が解消された。また、「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸(同・男性77%、女性59%)」も順調である。エネルギー分野では、最も高い技術水準への収束を促して省エネを実現するトップランナー基準がLED電球・建築材料・窓へと適用さ



れたことや、「2016 年までに計 16 か国と二国間オフセット・クレジット制度の協議妥結・署名 (同 80%)」するという目標も達成に近づいている。また、地域分野でも、「今後 10 年間 (2013 年~22 年) で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する (同 7 割前後)」や「2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円とする (同 29%)」という政策目標が進み、特に「2030 年には訪日外国旅行者数 3,000 万人 (中間目標として 2020 年には 2,000 万人) を超えることを目指す (中間目標の達成率は 43%)」という目標の前倒し達成が期待できる状況にある。

しかしながら、農地の利用促進が進まず、法人経営の数もあまり増えていないなど(「今後 10 年間 (2013 年~22 年) で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される(同4%)」「今後 10 年間 (2013 年~22 年) で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする(同7%)」)、農林水産業の構造改革はまだこれからであるという印象を受ける。エネルギー分野でも、家庭で電気を作る家庭用燃料電池(エネファーム)の普及(「家庭用燃料電池(エネファーム)は、2020年に 140 万台、2030年に 530 万台の普及を目指す(同6%)」)も、政府目標からはまだ遠い。

従来と比べて規制改革のウェイトが高まっているものの、戦略市場(産業)を政策で育成するという産業政策の発想がまだ根強く感じられる。しかし、こうした産業政策的な発想は今後の成長戦略にはそぐわないだろう。なぜならば、既に技術的に世界のフロンティアに到達した日本においては、明確な目標となる国もなく、何が戦略的な市場なのか、誰も分からないからである。重要なのは、時代の変化に合わせた産業を生み出しやすい経済環境を創ることである。すなわち、企業がリスクを取りながら試行錯誤(実験)しやすい場を創ることであり、そうしたイノベーティブな財・サービスを生み出せるような市場機能の強化が必要だ。具体的には、財・サービス市場の規制改革を一層進めるだけでなく、企業がリスクを取りやすくするための労働市場の流動化への後押しや、リスクマネーを供給するベンチャーキャピタル市場(資本市場)の活性化、さらには失業時のリスクを吸収するセーフティネット機能の充実が必要だろう。

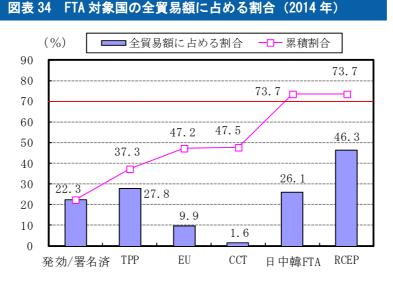
iii) 国際展開戦略

海外との活発な経済取引によって経済成長を図る国際展開戦略も、経済連携の交渉の遅れから進捗の速度がやや鈍っている。

例えば、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する」という KPI は、当初19.2兆円(2012年)であった対内直接投資残高が現在は23.3兆円(2014年)となっており、現時点での達成率は26%である。また、「2020年までに中堅・中小企業等の輸出額2010年比2倍を目指す」という目標は4割以上の達成率となっている。一方で、「2018年までに、FTA比率70%を目指す」という目標については、公表時のFTA比率18.9%から現時点(2014年)で同22.3%とわずかに上昇したにすぎず、KPI達成率は約7%と低水準だ。現在交渉中のTPPが合意に至れば、FTA比率は37.3%まで上昇するものの、2018年までに政府目標の70%を達成するには日EU・EPAだけでなく、日中韓FTAもしくはRCEP(東アジア地域包括的経済連携)の締結が必須である(図表34)。



海外との貿易・直接投資が活発になれば、国内企業に競争圧力をもたらすと同時に、新しい 技術や知識に触れることで国内の生産性改善につながる。TPP等の経済連携を強化することは、 海外企業との競争条件を揃えることで、海外への市場拡大という量の面だけでなく、国内企業 の質の改善にも貢献するのだ。



(注1) 全貿易額は輸出額と輸入額の合計。

(注2) 発効/署名済国はASEAN、メキシコ、チリ、ペルー、スイス、インド、豪州、モンゴル。

(注3) 2015年7月現在交渉中のコロンビア、カナダ、トルコをまとめて、ここでは便宜的にCCTと呼んでいる。 (出所) 財務省より大和総研作成

③ 今後の課題

以上で見たように、KPIの達成度からはその進捗状況には濃淡がある。KPIには現れない政策群についてもそうである。特に KPIで示されないこれらの政策については進捗状況が把握しにくいため、そうした政策群は意識的にモニターし、よりスピード感を持った取り組みを促していくことが望まれる。

(2) 超少子高齢社会では成長戦略にも発想の転換が必要

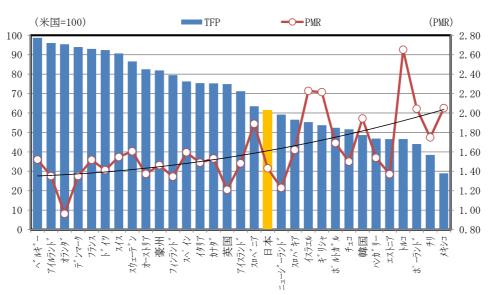
超少子高齢社会では現役世代の割合が減ることにより、様々なルートを通じて経済成長に影響を及ぼす。例えば、生産活動を行う現役世代(労働力人口)の減少が成長率を引き下げる。高齢化が進むと貯蓄の取り崩しが起こりやすくなり、マクロの貯蓄率が低下して資本蓄積を阻害する。さらに重要なのは、イノベーティブな若年層の割合が減ることによって生産性を引き下げる可能性が高いことだ。もちろん、労働力人口が減少すれば労働者一人当たりの資本が増加するので、一人当たりが生み出す付加価値(労働生産性)は高まるというルートも考えられるが、それだけだと持続的に成長することはできない。



以上から分かるのは、超少子高齢社会では経済成長率は抑制されがちになるということだ。 それを防ぐには、5章でも触れたように元気な高齢者や就業意欲のある女性などを労働市場に 引き込み、就業者数の落ち込みを出来るだけ回避すること、さらに長期的には出生率を高めて、 将来の現役世代を増やす必要がある。これらは労働供給を増やすという量的な改善による成長 戦略である。

① 経済成長で重要となる要素が変化している

それと同時に、質的な改善による成長戦略も必要だ。それは生産性を高めることであり、出来るだけイノベーティブな活動を引き出すと共に、様々な資源を有効に活用していく経済・社会制度を設計することである。超少子高齢社会の進行で労働力人口が少なくなっても、多くの付加価値を創り出せるような仕組みを創ることができれば、生産性は改善し、超少子高齢社会によるマイナスの影響を抑えることが可能になる。



図表 35 OECD 諸国の全要素生産性(TFP)(米国=100)と製品市場の規制改革(PMR)の比較

(注1)TFPは2014年の数字で、単位時間当たり労働で測定。PPPベース。

(注2)PMRは生産物市場で競争を促進する政策が行われているかどうかを示す指標で、数字が小さいほど競争促進的な規制改革が行われていることを意味する。データは2008年と2013年の平均値。

(出所)OECDより大和総研作成

ところが、図表 35 で見るように、2014 年現在の日本の全要素生産性 (TFP) は米国対比で 62% の水準しかなく、OECD 諸国でも見てもおよそ真ん中の順位にとどまっている。また同じ図表にある PMR (Product Market Regulation) は各国の製品市場における競争促進的な政策・規制改革がどの程度行われているのかを示す指標で、その数字が小さいと競争促進的と判断されるが、これを見ても PMR が小さいほど TFP は大きくなる傾向にあることが分かる。ただ、TFP が高い国ほど PMR の低下幅は縮小しており、PMR が TFP に与えるプラスの効果は、PMR の低下と共に徐々に小さくなるように見える。



OECD [2015] ⁴³や大和総研 [2013] ⁴⁴でも指摘しているように、一般的に生産性を向上させるには、「イノベーション (新技術等の創出)」「技術等の普及」そして「効率的な資源配分の実現」の3つが必要である。では、これら3つを効果的に行うにはどうすればよいか。生産物市場の規制改革もその一つだが、さらに日本の置かれている現状を把握する必要がある。

見本となる先頭を走る国にキャッチアップすれば良かった時代とは異なり、今の日本では他の先進国の技術・知識を模倣すれば経済成長が高まるという時代ではなくなっている。むしろ、新しい技術・知識を自ら生み出し、世界のイノベーションを先導していく体制の強化が喫緊の課題である。さらに、Andrews and De Serres[2012]⁴⁵等でも指摘されるように、近年は知的所有権やブランドといった無形資産が付加価値を生み出す割合が増すにつれ、こうした無形資産への投資の重要性が高まっているのである。

生産への寄与が大きくなった無形資産を多く生み出すためには、従来型の物的資本へ重点的に投資するよりも、むしろ人的資本への投資に比重を移す必要があると考えられる。すなわち、「イノベーション(新技術等の創出)」「技術等の普及」そして「効率的な資源配分の実現」が人的資本を中心に首尾よく行われる政策をこれからは考えるべきなのだ。これら人的資本政策を考えるときに重要なのは、その投資と資源配分である。前者はすなわち、教育制度の改革であり、一方で後者には雇用制度の改革が挙げられる。

② これからの成長戦略の要は「人材力」の強化

i)教育制度

かねてから我々は、今後の超少子高齢社会を乗り切るには人材力の強化が必要である、と主張してきた。その理由としては、従来先進国で行われてきた生産方式が賃金の安い新興国で行われるようになり、先進国ではより高度な業務を担う必要性が高まっていること、そうした業務を担える高度な人材が求められていること、がある。Acemoglu [2002] 46は、先進国で大学卒の人材が増えたにもかかわらずむしろ賃金が上昇しているのは、割安になった高度人材を活かすような高度な技術が次々に開発されることで、そうした技術を使いこなせる人材への需要が一層高まったからだ、と指摘している。そうした点は日本でも確認されており(図表 36 左)、大学・大学院卒の労働者数が高校卒のそれよりも増えているにもかかわらず、前者の賃金は低下せず、むしろ上昇しているのが分かる。さらに日本の地域別データを見ても、大学・大学院卒の人材の割合が多い地域ほど一人当たり地域所得が大きい傾向にあることから(図表 36 右) 47、今後の成長を支える上では高度人材の存在は欠かせない要素となっている。

⁴⁷ 図表 36 右において、近畿(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)が高度人材の高い比率の割に一人当たり地域所得が低いのは、高度人材を活かす産業構造への転換の遅れを示唆するのかもしれない。



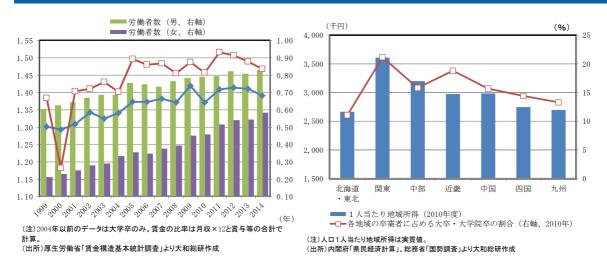
⁴³ OECD[2015], The Future of Productivity, OECD, Paris.

⁴⁴ 大和総研 [2013]「成長戦略の視座と電力需給問題」『超高齢日本の 30 年展望:持続可能な社会保障システムを目指し挑戦する日本一未来への挑戦』第3章、大和総研(2013年5月).

⁴⁵ Andrews, D. and A. De Serres[2012], "Intangible Assets, Resource Allocation and Growth: A Framework Analysis," *OECD Economic Department Working Papers* No. 989, OECD, Paris.

⁴⁶ Acemoglu, D. [2002], "Directed Technical Change," Review of Economic Studies, 69,781-809.



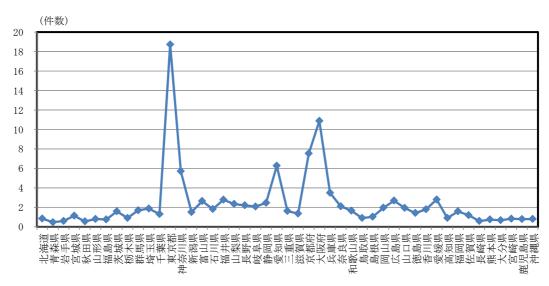


こうした観点から重要なことは、時代が求める人材を供給する適切な教育制度の設計だ。政府は成長戦略 2015 においても、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(大学・大学院)の創設を掲げている。

確かに、実践的な職業教育を高等教育機関で行うことは、最先端技術を地域産業に普及・伝播させるのに役立つ側面もあろう。地域では都市と比べてイノベーションを起こす力が弱くなりがちであり(図表 37)、むしろ国内や海外の最先端企業が開発した技術を普及させることを目的とした教育環境が適切であるとも言える。

しかしながら、将来有望な業種など誰にも分からない中で、特定の業種にコミットして専門性を高めることには大きなリスクも伴う。むしろ、先が見えない時代には、汎用性の高い技能を習得しつつ、多様性に触れる環境を創ることの方が大事なのではないか。すなわちこれは、イノベーションを生み出す環境作りでもある。特に都市では外国人を含む多様な人材と接触する機会に恵まれているので、独創的なアイディアを生み出してイノベーションへつなげていく教育環境に適した場所である。よって、独創的なアイディアを生み出す基となる多様な考えに触れるための教養(リベラル・アーツ)教育の一層の充実や、海外を含む多様な人材とのコミュニケーションの促進、互いの意見を交換してアイディアを生み出す(アウトプットを強化する)仕組み、そして専門教育は大学院へシフトさせること、などが今後の高等教育機関には欠かせないと考える。実際、米国や英国の大学では教養教育を中心にレポート提出やプレゼンテーションといったアウトプットに力点を置いており、専門教育は大学院で行うのが普通だ。都市と地域のイノベーションの活発度の相違を考慮に入れつつも、日本でももっとイノベーションを生み出しやすい教育制度を戦略的に設計する必要があるだろう。





図表 37 都道府県別に見たイノベーションの活発度(県内就業者 1,000 人当たり件数)

(注)イノベーション件数は、特許、実用新案、意匠、商標の都道府県別登録件数の直近3年間(2011年~13年)平均値の合計。 (出所)内閣府「県民経済計算」、特許庁「特許行政年次報告書2014年版〈統計・資料編〉」より大和総研作成

さらに教育面で重要なのは、今後、就学前(幼稚園や保育所)教育を強化していくことだろう。なぜならば、就学前教育の強化は高等教育も含めたその後の教育投資の効果を高めて、将来の所得稼得能力の向上や健康維持など、人材力の強化に最も効果的であることを示す研究が増えてきているからだ(Heckman[2006]⁴⁸など)。ただしその中身は、学力といった認知能力だけでない。忍耐力や意欲、正直さといった非認知能力も重要とされている点がポイントだ。

こうした能力を鍛えるには、学校だけでなく、家庭などでの教育が重要である。家庭教育の重要性を考えると、長時間労働を強いる日本の雇用環境は、子どもの人材力を強化する重要な場である家庭での教育時間を減らしかねない。この面においても長時間労働の削減が急務だ。さらに、就業を促す保育所の充実は施設の増加も必要だが、就学前教育という面からは、家庭で親が子どもと接触する時間が減ることに対するケアも必要だ。それを補うべく保育所や幼稚園といった施設でも、特に非認知能力を重視した保育・教育サービスを充実していくことが今後は重要となるだろう。さらに、将来の所得稼得能力が高まれば、生活保護等に掛かる財政コストも抑えられるので、将来の財政健全化や急速に拡大しつつある所得格差の縮小にも役立つ。Heckman らの研究では、こうした効果を踏まえると就学前教育を行うことの社会的な収益率は15~17%にも達するとされており、社会全体への還元が非常に大きいものだ。教育面での早い段階で投資を行うことは、人材力の強化を通じて無形資産が中心となる時代において有効な成長戦略になる。

⁴⁸ Heckman, J. [2006], "Skill Formation and the Economics of Investing in Disadvantaged Children," *Science*, 312 (5782), 1900-1902. などがある。これらの研究を分かりやすく解説したものに、ジェームズ・J・ヘックマン (大竹文雄解説、古草秀子訳) [2015] 『幼児教育の経済学』東洋経済新報社、中室牧子[2015] 『学力の経済学』ディスカヴァー・トゥエンティワン、がある。



こうした就学前教育には公的支援が特に欠かせない。一方、高等教育でも基礎研究は公的支援が必須だろう。しかしながら、現在の日本では財政事情は厳しい。さらに3章(7)でも言及されているが、学力は親の所得や学歴によって再生産される性質があるため、所得格差が更なる所得格差を生みやすい。そのため、就学前教育については低所得層への公的支援に重点を置くことや、高等教育については民間資金の活用を拡大させていくための政策的支援、例えば、寄付金に対する税額控除を大幅に拡大するといったことが検討されるべきだ。

ii)雇用制度

教育制度に加えて、高度人材を十分に活かすために雇用制度も変わらざるを得ない。これについては5章でも議論したので繰り返さないが、従来のようなキャッチアップ型に適した、経験を活かすような企業内での技術蓄積を前提とした雇用制度では、これからのフロンティア型の経済構造には十分対応できないと考えられる。

生産性を高める雇用制度への転換には、具体的には、人材の多様化を図るべきであり、相互のコミュニケーションを活発にし、イノベーティブな発想を手に入れられるような雇用環境を作ることが重要だ。それをサポートする制度として、政府は労働時間と賃金とのリンクを外す「高度プロフェッショナル制度」導入のための労働基準法改正案を提出している。しかし、現時点では実効性のある長時間労働の是正策が十分には担保されていないという問題がある。もちろん、成長戦略 2015 で掲げられている「企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正」も、市場圧力というモニタリングをうまく活用して長時間労働をけん制していく可能性がある。ただ、例えば欧州で見られる勤務間インターバル規制⁴⁹のように、長時間労働の歯止めに対してより実効性のある制度についてもセットで議論されるべきであろう。

さらに、資源配分の効率性から考えると、雇用の流動性を促す政策は必要だろう。今回の成長戦略 2015 でも掲げられている「予見可能性の高い紛争解決システムの構築」とは、裁判で解雇が不当と判決された場合でも、本人の希望により元の企業に戻らずに、明示的なルールに基づいた金銭解決で雇用関係を解消できる制度である。もちろん、現在でも事後的に金銭解決による雇用解消は行われているが、明示的なルールがないために、特に立場の弱い中小企業で働く労働者には金銭補償が不利となるのが実態であった。また企業側も、雇用解消への手続きが不透明なこともあって、特に外資系企業が日本市場に参入する際の足かせの一つになってきた。本格的な雇用流動化には、裁判手続きを経ない事前での金銭解決をルール化する方が望ましいが、いずれにせよ雇用流動化に伴う補償体制を整えることで、人材が適材適所に配置されるような雇用制度改革が早期に行われるべきだと考える。

⁴⁹ 企業が労働者に1日につきある一定時間(EU 諸国の場合は11時間)連続した休息を義務付けるもの。



③ 人材力をうまく活かした地方創生対策とは

次に、人材力を活かして生産性を高めるには、「近接性」も重要なキーワードとなる。具体的には、多様な人々が同じ場所に集まればイノベーションが起きやすくなり、新しい技術・知識も伝播しやすくなる。しかも、集まる人材や企業の層が厚くなれば、労働市場でマッチングがうまくいくので、人的資本の資源配分も効率化される。これらを可能にするには、地域の人口集約化が重要であり、それによって地方創生の実効性を高めていくことが必要と考える。

i)地域の生産性向上に必要な人口集約化

そもそも地域が活性化しないのはなぜか。それは公共事業などへの依存に見られるように、自律的な好循環が生まれにくい経済構造を持つからである。ここでは自治体単位ではなく、経済的なまとまりのある場所を「地域」と呼ぶことにすると、自律的な好循環を実現するには、①域外から需要を獲得し、②そこで得た所得をなるべく域内で循環させて所得の域外流出を抑える必要がある。それには域外からの需要を誘発するイノベーションや域内での原材料等の調達を可能にする人材・企業の層の厚さが欠かせない。もちろん、域外で優れたものがある場合はそれを購入すればよく、それで所得が域外に流出するのは健全な取引の結果であって全く問題はない。しかし、一部の企業だけが儲かるような地域活性化には注意が必要だ。地域を活性化する基礎的条件を欠いたままで単に企業を誘致するだけだと、地域で雇用・所得を創出するという自律的な好循環が生まれにくいため、生産性も上がらないのである。

その基礎的条件とは、人口の集約化である。それを示す例として、地方自治体の住民一人当たりの歳入額と人口密度の関係を見てみよう。もし人口密度が高い場合に生産性が上昇すれば、住民一人当たりの所得も増えて自治体の税収は増えると考えられるからである。

図表 38 は、全国 1,719 の全市町村の住民一人当たりの基準財政収入額と基準財政需要額について、それぞれが各市町村の人口密度とどのような関係にあるのかを見たものである(いずれも対数値)。基準財政収入額は各自治体が自然体で得られる歳入の実力を見るものであり、基準財政需要額も同様に自然体でどうしても必要となる(と思われている)歳出額を示している。これら 2 つは、財政赤字の地方自治体に国が配付する地方交付税の算定に用いられるものである。

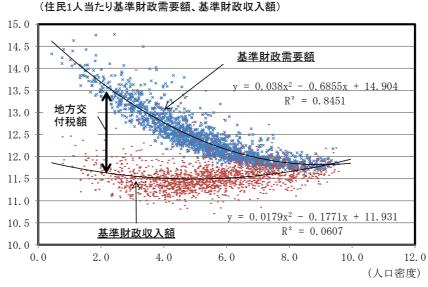
これを見ると、各自治体の人口密度が高いほどその自治体の一人当たり基準財政収入額は増える傾向にあることが分かる。これは人口密度が高い自治体では多様な人材や企業が地域に集まっており、採算性の低いニッチな取引でもボリュームが大きくなり採算性が高まることや、商圏の限られたサービス産業でも顧客数が増えるので経済活動が活発になるためだ。

ちなみに、高い人口密度は自治体の歳出効率化に対しても大きな効果を持つ。数字は幅を持ってみる必要があるが、基準財政需要額は人口密度の対数値が 9.02 で最小値を取り、計算をすると 1 平方キロメートル当たり 8,200 人前後の人口密度を持つ自治体において最小になることが分かる。ほぼこれに該当する自治体の例としては、千葉県市川市(8,173 人/km²、人口 47 万



人) や兵庫県伊丹市 (8,080 人/km²、同 20 万人) などが当てはまる。

図表 38 一人当たり基準財政需要額・基準財政収入額と人口密度(対数値)



(出所)総務省「平成25年度都道府県決算状況調」「平成25年度市町村別決算状況調」より大和 総研作成

以上から、人口の集約化は民間事業者の生産性を高めるだけでなく、自治体の供給する公共 サービスも効率化される。さらに図表 38 で示されるように、基準財政需要額と基準財政収入額 の差である地方交付税額(いずれも住民一人当たり)が小さくなるため、自治体の財政状態は 安定的となりやすい。つまり人口を集約化すれば、地方創生にプラスに働くだけでなく、財政 健全化にも貢献することになるのだ。

ii) 人口集約化は域内の分業を進めて家計の負担も抑える

人口の集約化は、地域住民の家計にもメリットがある。人口密度が高いと民間事業者が提供 する様々なサービスを利用しやすくなるので、家計の余分な出費や時間を抑えられるからだ。 家計を支援するサービス産業が活発になれば、新たな雇用も創出される。

図表 39 は、都市(大都市)と地域(小都市 B・町村)⁵⁰の間で家計の消費構造に違いがあるかどうかを調べたものである(いずれも二人以上世帯、2010年~14年の平均値)。

これを見ると、地域では「交通・通信(自動車関係費)」、「光熱水道(プロパンガス、灯油、電気代)」、「住居(家賃地代を除く)」などが多く、公共交通や都市ガスなどの公共インフラの利用が制限されることによる影響が出ている。一方、都市の家計は民間事業者が供給するサー

⁵⁰ 総務省『家計調査』によると、「大都市」は政令指定都市及び東京都区部、「小都市 B・町村」は人口 5 万未満の市と町村と定義されている。



ビスを適宜利用することができるので、その分、外食や教養娯楽といった支出を増やすことが可能になっている。つまり、都市と違って地域の家計は、自動車のようなストックを所有するなど生活に必要となるサービスを自前で生産しなければならず、都市のように民間事業者によって割安に提供できる可能性のあるサービスをうまく活用できていない現実がある。

この違いはどこから生まれるのかというと、やはり人口密度の差によるものだ。人口が分散する地域ではストックの利用効率が悪く、民間事業者がサービスを供給しようとしても採算が取れない。そのため地域ではサービス産業の活性化が進まず、自律的な所得や雇用が創出されにくいのだ。近年はICTの進歩で遠隔地でもビジネスは行いやすくなったが、それでもサービス産業は人や企業の集積がないと基本的には成立しにくい。一定程度の人口集積によりストックが有効に活用できれば、これまでバラバラに行っていた非効率な自家生産の諸コストを引き下げることが可能になるので、地域内でのサービス化が進み、分業による生産性の上昇と新たな雇用が生まれやすくなる。

図表 39 都市・地域間における消費構造の違い (消費総額に占める各支出の割合)

各支出項目	【地域】 小都市B ·町村(①)	【都市】 大都市 (②)	1-2
	(%)	(%)	(%ポイント)
食料	25.0	26.6	▲ 1.6
うち生鮮野菜	1.7	2.1	▲ 0.4
うち外食	4.0	5.2	▲ 1.2
住居(家賃地代を除く)	3.3	2.5	0.7
光熱水道	8.6	7.5	1.1
うち電気代	4.0		0.6
うち都市ガス	0.3		▲ 1.6
うちプロパンガス	1.3	0.3	1.0
うち灯油	1.1	0.3	0.8
被服及び履物	3.9	4.7	▲ 0.8
うち洋服	1.4		▲ 0.4
交通・通信	15.9	12.2	3.7
うち交通(鉄道運賃等)	1.3		0.4
うち自動車等購入費	10.0		4.1
うち自動車等維持費(ガソリン等)	6.8		2.6
うち駐車場賃料	0.3		▲ 0.6
うち自動車保険料(任意)	1.3		0.6
うち通信(携帯電話通信料等)	4.6		0.7
教育	2.9	4.9	▲ 2.0
うち授業料等	2.1	3.6	▲ 1.5
うち私立大学	0.5		▲ 0.9
うち補習教育	0.7		▲ 0.5
教養娯楽	9.6	11.4	▲ 1.7
うち教養娯楽サービス(パック旅行費・月謝代等)	5.0		▲ 1.7
その他消費支出	20.5	17.6	2.8
うち葬儀関係費	0.8		0.4
うち交際費(贈与金等)	5.6	4.5	1.0
うち仕送り金	3.0	1.3	1.7

(注)数字は二人以上の世帯で直近5年間(2010年~2014年)の平均値。右端の列の数字は、地域の支出割合が相対的に多い場合はプラス、都市が多い場合はマイナスとなる。 (出所)総務省「家計調査」より大和総研作成



(3) まとめと課題:超少子高齢社会を乗り切るカギは多様な高度人材の有効活用

労働力人口が減少する超少子高齢社会では、元気な高齢者や女性の就労支援、出生率の向上だけでなく、生産性を高める経済・社会環境の整備が重要になる。特に、無形資産が経済成長へ貢献する程度が高まるにつれて、それを生み出す人的資本の果たす役割が一層高まることになるだろう。

今後の産業構造の高度化を見据えると、イノベーションを生み出す高度人材の育成と活躍の場を提供すべきであり、教育面では高等教育と就学前教育の充実、雇用面では人材の多様性と流動性の確保が必要である。さらに、そうした人材をうまく活用するには、地域の人口を集約化して近接性を高めるのも効果的だ。それにより、地域でサービス産業の雇用が創出され、家計の負担も軽減される可能性がある。

今回の成長戦略 2015 では特に地域の生産性向上がテーマとなっているが、以上の点を踏まえると、従来型の地域への誘導策を止めて、都市空間の利便性を素直に認める方向へ転換するという方法もあるのではないか。例えば、利便性の高い都市部では固定資産税額を引き上げて、貴重な都市空間から生産性の低い民間事業者の退出を促すのも一案だ。さらに地域の雇用促進と生産性の上昇には、ICT の活用や燃料価格の安定だけでなく、企業規模による差を設けずに生産性の高い民間事業者が活躍できるように競争条件を揃えていくことも不可欠である。

今後の課題は、成長戦略の各政策メニューの達成度合いを確認するための KPI の達成が経済 成長率をどれだけ高める効果があるのか、明らかにすることである。安倍政権ではこれまでの 成長戦略の進捗度合いを KPI という指標によって管理しているが、問題は全ての KPI が達成された場合に、本当に政府目標の実質 GDP 成長率2%という数字が達成されるのかどうかがよく 分からないことだ。この成長率は財政健全化計画の経済前提にもなっているものである。日本 の政策全般について言えることであるが、政府はもっとエビデンスに基づいた政策論議を本格 的に行うべきではないだろうか。

7. まとめ

現在の高齢無職世帯では、基礎的支出を基本的には十分賄う水準である公的年金の給付に加え、金融資産からの取り崩しがあるため、低貯蓄・低年金の高齢無職世帯を除けば、短期的には年金給付の実質的な減額が大幅な消費抑制に結びつく可能性は少ないだろうと思われる。

ただし、インフレが進むなど年金給付の実質的な減額が長期化する他、年金の支給開始年齢が引き上げられれば、高齢無職世帯の消費にも影響すると考えられる。また、長期にわたり実質賃金の低下が影響してきた現役世代では、高齢期に至ったときの年金支給額が現在の高齢者よりも少なく、さらに十分な貯蓄が備えられないケースもあると予想される。

そのため、選択的支出を含む充実した生活水準を維持するには、高齢者が自ら就労を継続するなど公的年金以外の収入源を確保していく姿勢が必要になる。医療や介護についても負担能



力のある高齢者に負担を求める応能負担の原則が適用されつつあるが、高齢期の豊かな消費生活においてもまた、応能負担の自助で対応していく時代を迎えたのだと言えよう。

そこで、高齢者が可処分所得を得ていく主な手段となる雇用の継続を妨げる年功賃金や終身雇用制といった従来の雇用制度については、一層の見直しを進め、高齢者を含む全ての年齢において生産性に応じた賃金の提示が行われるような雇用システムの整備が急務だと考える。その上で、後期高齢者のように就労が難しくなる期間には、顕在化した長寿リスクに対応するため、公的年金の減額を制限するといった制度設計についても議論される必要があるのかもしれない。

一方で、今後の超少子高齢社会や産業構造の高度化を見据えると、イノベーションを生み出す高度人材の育成と活躍の場を提供すべきであり、教育面では高等教育と就学前教育の充実、 雇用面では人材の多様性と流動性の確保が必要である。さらに、そうした人材をうまく活用するには、地域の人口を集約化して近接性を高めるのも効果的だろう。

以上



【経済構造分析レポート】

- ・ No. 30 溝端幹雄「地方創生を加速する地方歳入の再設計-地方法人二税と地方交付税の改革を」 2015 年 5 月 25 日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・小林俊介・石橋未来・田中豪「日本経済中期予測(2015 年 2 月) ーデフレ脱却と財政再建、時間との戦い」2015 年 2 月 3 日
- ・ 田中豪「人手不足は本当に深刻なのか?-建設業の人手不足・男性の非正規化・雇用のミスマッチなど」2014 年 12 月 1 日
- ・ No. 29 石橋未来「大都市圏における在宅ケア普及のカギー高齢者の孤立を防ぐため、「互助」 関係を意図的に創設する」2014 年 9 月 30 日
- ・ 近藤智也「日本の労働市場の課題-成長戦略を妨げる人手・人材不足」2014年9月1日
- ・ 溝端幹雄「希望をつないだ新成長戦略-改革メニューは示されたが雇用面で課題」2014 年 9 月1日
- ・ No. 28 石橋未来「産後の女性の就労継続を阻むもの-男女間の賃金格差是正と柔軟な労働環境 の整備が求められる」2014 年 8 月 13 日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・小林俊介・石橋未来・神田慶司「日本経済中期予測(2014年8月)ー 日本の成長力と新たに直面する課題 | 2014年8月4日
- ・ No. 27 溝端幹雄「希望をつないだ新成長戦略(下)ー岩盤規制の改革は大きく進展、あとは実 効性の担保」2014 年 6 月 27 日
- No. 26 溝端幹雄「希望をつないだ新成長戦略(上)ー改革メニューは示されたが雇用面で課題」 2014年6月27日
- ・ No. 25 石橋未来「拡充される混合診療についてーそれでも高額な保険外診療は患者の選択肢となりうるか」2014 年 6 月 20 日
- ・ No. 24 石橋未来「超高齢社会における介護問題—人材・サービス不足がもたらす「地域包括ケア」の落とし穴」2014 年 5 月 9 日
- ・ No. 23 溝端幹雄「成長戦略の効果を削ぎかねない隠れた要因ー電子行政の徹底等による行政手続きの合理化が急務」2014 年 4 月 11 日
- ・ No. 22 石橋未来「英国の医療制度改革が示唆するもの-国民・患者が選択する医療へ」2014 年 3月27日
- ・ No. 21 小林俊介「設備投資循環から探る世界の景気循環-期待利潤回復、不確実性低下、低金利の下で拡大局面へ」2014 年 2 月 6 日
- ・ No. 20 小林俊介「円安・海外好調でも輸出が伸びない5つの理由ー過度の悲観は禁物。しかし 短期と長期は慎重に。」2014 年 2 月 6 日



- ・ No. 19 小林俊介「今後 10 年間の為替レートの見通し-5 年程度の円安期間を経て再び円高へ。 3 つの円高リスクに注意。」2014 年 2 月 6 日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・小林俊介・石橋未来・神田慶司「日本経済中期予測(2014年2月) 牽引役不在の世界経済で試される日本の改革への本気度」2014年2月5日
- ・ 神田慶司「今春から本格化する社会保障制度改革-真の意味での社会保障・税一体改革の姿を 示すべき」(2014 年 1 月 29 日)
- ・ 鈴木準・神田慶司「消費税増税と低所得者対策-求められる消費税の枠内にとどまらない制度 設計」(2014年1月20日)
- ・ 溝端幹雄「安倍政権の成長戦略の要点とその評価-三本目の矢は本当に効くのか?」(2014 年1月20日)
- ・ No. 18 石橋未来「診療報酬プラス改定後、効率化策に期待ー持続可能な医療のためには大胆か つ積極的な効率化策が必要となろう」2014 年 1 月 15 日
- ・ No. 17 石橋未来「米国の医療保険制度について-国民皆保険制度の導入と、民間保険会社を活用した医療費抑制の試み」2013 年 12 月 16 日
- ・ 小林俊介「米国金融政策の変化が世界経済に与えるもの」2013 年 10 月 25 日
- ・ No. 16 小林俊介「「日本は投資過小、中国は投資過剰」の落とし穴-事業活動の国際化に伴う 空洞化が進む中「いざなみ越え」は困難か」2013 年 10 月 16 日
- ・ 神田慶司「これで社会保障制度改革は十分かー「木を見て森を見ず」とならないよう財政健全 化と整合的な改革を」2013 年 10 月 11 日
- ・ 神田慶司「来春の消費税増税後の焦点―逆進性の問題にどう対処すべきか」2013 年 9 月 20 日
- ・ No. 15-1 小林俊介「QE3 縮小後の金利・為替・世界経済(前編)ーシミュレーションに基づく 定量的分析」2013 年 9 月 9 日
- ・ No. 15-2 小林俊介「QE3 縮小後の金利・為替・世界経済(後編) グローバルマネーフローを中心とした定性的検証」2013 年 9 月 9 日
- ・ No.14 石橋未来「超高齢社会医療の効率化を考える-IT 化を推進し予防・健診・相談を中心 とした包括的な医療サービスへ」2013 年 8 月 15 日
- ・ No. 13 小林俊介「量的緩和・円安でデフレから脱却できるのか? 拡張ドーンブッシュモデル に基づいた構造 VAR 分析」2013 年 8 月 15 日

その他のレポートも含め、弊社ウェブサイトにてご覧頂けます。

URL : http://www.dir.co.jp/

